

本日の会議に付した事件

令和３年第３回山元町議会定例会

令和３年９月７日（火）午前１０時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 1 2 号 令和２年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第 3 報告第 1 3 号 令和２年度決算山元町公営企業資金不足比率について
- 日程第 4 認定第 1 号 令和２年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2 号 令和２年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3 号 令和２年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4 号 令和２年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5 号 令和２年度山元町互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 6 号 令和２年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第 10 認定第 7 号 令和２年度山元町下水道事業会計決算認定について

午前１０時００分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

会計管理者兼町民生活課長佐藤繁樹君から、本日以降の本会会期中の会議を欠席する旨の届出があります。代わりに、各担当班長が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、２番橋元伸一君、３番岩佐秀一君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理。議員３名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第２．報告第１２号、日程第３．報告第１３号の２件を一括議題とします。

本件について報告を求めます。

報告第１２号については、企画財政課長齋藤 淳君、報告願います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、報告第１２号令和２年度決算山元町健全化判

断比率についてご報告申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をいただいた上で議会に報告することとされております。

1枚おめくり願います。資料に基づきまして順次ご説明申し上げます。

まず、実質赤字比率でございます。実質赤字比率は地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものであります。今回は赤字決算ではなく黒字決算となりましたことから、バー表示となっております。

資料4枚目でございます監査委員の審査意見書に具体的な数値の記載がありますが、マイナス19.81パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率は、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものであり、本町の場合は水道事業会計と下水道事業会計の数字を合算することになります。合算後におきましても黒字決算となりましたことから、バー表示となっております。こちらにつきましても、資料4枚目に具体的な数値の記載がございますが、マイナス31.81パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものであります。標準財政規模に対する元利償還金等、いわゆる公債費の割合がどの程度かというものでございます。具体的な数字につきましては、7.8パーセントとなっており、標準財政規模の7.8パーセント程度を、いわゆる借金の返済に充てているということになります。

最後に、将来負担比率でございます。将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものであります。将来的に本町が負担する、いわゆる負債の額が標準財政規模に対してどの程度かというものでございますが、各基金等に資金があることから、将来負担比率についてはバー表示となっております。具体的な数値につきましては、資料4枚目でございますとおり、マイナス127.8パーセントとなっております。

本町におきましては、いずれの指標も法で定める早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、財政状況は健全な状態であると考えております。

以上で報告第12号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、報告第13号については、上下水道事業所長齋藤 剛君、報告願います。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、報告第13号令和2年度決算山元町公営企業資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度山元町公営企業資金不足比率を、別紙、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものです。

次のページをお開き願います。

水道事業会計、下水道事業会計におきましても、未払い金等の流動負債合計額に対し、現金預金等の流動資産合計額が上回っているため、資金不足が生じておりません。結果、表につきましては、それぞれの事業会計において資金不足が生じていないことから、数

値として表すことができませんので、バー表示としております。両事業会計とも経営状況は健全な状態であると考えております。

以上で報告第13号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上、報告いただきました。これに対して、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）それでは、私から報告第12号令和2年度決算山元町健全化判断比率、報告第13号令和2年度決算山元町公営企業資金不足比率について審査を終了し、去る8月19日に町長へ意見書を提出しておりますので、令和3年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和3年7月27日に実施いたしました。

審査の結果であります、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別基準との比較でございますが、令和2年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率とも実質収支が黒字であるため、実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下回っており、良好な状態を示しておりました。

実質公債費比率であります、前年度より2.1パーセント低い7.8パーセントとなっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っており、良好な状態であります。

将来負担比率につきましても、マイナス127.8パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。

特に指摘する事項はございませんが、ただ、その要因として東日本大震災に伴うものも認められますので、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率の審査につきましては、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和3年7月26日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和2年度山元町上下水道事業会計については、資金不足がなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと、良好な状態にあると認められます。特に指摘する事項はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これで審査結果の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから報告第12号、第13号に対する質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

報告第12号令和2年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第13号令和2年度決算山元町公営企業資金不足比率についての報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第４．認定第１号から日程第１０．認定第７号までの７件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

認定第１号から認定第５号までの５件について、会計課会計班長橋本 博君、説明願います。

会計課会計班長（橋本 博君）はい、議長。それでは、認定第１号から認定第５号までの各種会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

認定第１号から認定第５号の各種会計決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

初めに、認定第１号令和２年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書１ページをお開き願います。

歳入決算額１６４億８，７６４万７，１８６円、歳出決算額１４６億５，６３２万９，１９３円、歳入歳出差引き額１８億３，１３１万７，９９３円、繰越明許費繰越し額と事故繰越繰越し額として翌年度へ繰り越すべき財源９億９，９１４万８，９１２円を控除しますと、実質収支額８億３，２１６万９，０８１円となりました。このうち、４億５，０００万円を地方自治法第２３３条の２の規定により基金へ積み立て、残金３億８，２１６万９，０８１円は令和３年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして２ページをお開き願います。

２ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

一般会計の決算につきましては、３ページから１２ページに記載のとおりでございます。３ページから８ページにつきましては、歳入、９ページから１２ページにつきましては、歳出でございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、１３ページから１２６ページに記載のとおりでございます。詳細につきましては、割愛させていただきます。

続きまして、認定第２号令和２年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

決算書１ページをお開き願います。

歳入決算額１８億７，１９１万６，００５円、歳出決算額１７億６，９２９万７，７４３円、歳入歳出差引き額１億２６１万８，２６２円、実質収支額も同額であります。このうち５，２００万円を地方自治法の規定により基金へ積み立て、残金５，０６１万８，２６２円は令和３年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、２ページをお開き願います。

２ページにつきましては、実質収支に関する長所でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、３ページから６ページに記載のとおりでございます。３ページ、４ページが歳入、５ページ、６ページにつきましては、歳出でございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、７ページから２４ページに記載のとおりでございます。詳細につきましては、割愛させていただきます。

続きまして、認定第3号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額1億7,730万9,167円、歳出決算額1億7,536万6,910円、歳入歳出差引き額194万2,257円、実質収支額も同額であり、同額を令和3年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりでございます。3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては、歳出でございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから14ページに記載のとおりでございます。詳細につきましては、割愛させていただきます。

続きまして、認定第4号令和2年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額15億617万9,973円、歳出決算額14億4,964万1,143円、歳入歳出差引き額5,653万8,830円、実質収支額も同額であります。このうち2,900万円を地方自治法の規定により基金へ積み立て、残金2,753万8,830円は令和3年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

介護保険事業特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりでございます。3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出でございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから26ページに記載のとおりでございます。詳細につきましては、割愛させていただきます。

続きまして、認定第5号令和2年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額、歳出決算額は同額の455万7,784円であります。このことから、歳入歳出差引き額以下は全て0円となります。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

亘理地域介護認定審査会特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりでございます。3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては、歳出でございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから10ページに記載のとおり

でございます。詳細につきましては、割愛させていただきます。

以上、認定第1号から認定第5号までの各種会計決算についてご説明をさせていただきました。ご審査いただき、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、認定第6号、認定第7号の2件については、上下水道事業所長 齋藤 剛君、説明願います。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、認定第6号令和2年度山元町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の規定により、令和2年度山元町水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の概要からご説明いたします。こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきましては、区分の欄中、第1款水道事業収益の決算額が4億6,538万3,599円であります。支出につきましては、第1款水道事業費の決算額が3億9,030万6,337円となり、収益的収入から支出の差引き額は7,507万7,262円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開き願います。

収入につきましては、区分の欄中、第1款資本的収入の決算額が1億3,078万7,450円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が2億3,067万7,083円となりました。欄外に補足説明しておりますが、資本的収入額から資本的支出を差し引いた不足額の9,988万9,633円は、損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。5ページをお開き願います。令和2年度山元町水道事業損益計算書になります。こちらの表は消費税抜きの表示としております。

1の営業収益から4の営業外費用までを見ますと、経常利益は8,239万9,478円となりました。これに、5の特別利益、6の特別損失を加え、当年度純利益は6,879万2,954円となり、前年度繰越利益剰余金の5億2,492万2,234円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は5億9,371万5,188円となりました。

なお、令和2年度山元町水道事業貸借対照表については、8ページ以降に記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第7号令和2年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の規定により、令和2年度山元町下水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

1、2ページのほうをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきましては、区分の欄中、第1款下水道事業収益の決算額が6億6,821万8,575円であります。支出につきましては、第1款下水道事業費の決算額が5億4,368万8,631円となり、収益的収入から支出の差引き額は1億2,452万9,944円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開き願います。

収入につきましては、区分の欄中、第1款資本的収入の決算額が3億5,405万6,649円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が6億1,317万5,833円となりました。

欄外に補足説明しておりますが、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額の2億5,911万9,184円は、企業債及び損益勘定留保資金等で補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

5ページをお開き願います。令和2年度山元町下水道事業損益計算書になります。こちらの表は消費税抜きの表示としております。

1の営業収益から4の営業外費用までを見ますと、経常利益は1億1,458万8,250円となりました。これに、5の特別利益、6の特別損失を加え、当年度純利益は1億1,410万9,931円となり、前年度繰越欠損金に充当し、当年度未処理欠損金は7億3,415万1,981円となりました。

なお、令和2年度山元町下水道事業貸借対照表については8ページ以降に記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

以上で、認定第6号及び認定第7号の説明を終わります。よろしく願います。

議長（岩佐哲也君）認定第1号から認定第7号までの7件の説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。それでは、私から決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された令和2年度一般会計、各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、去る8月19日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、令和3年第3回山元町議会定例会において、その概要をご報告申し上げます。

第1、審査の対象。令和2年度山元町一般会計歳入歳出決算及び各種特別会計歳入歳出決算並びに山元町上下水道事業会計の決算。2、令和元年度地方債基金積立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況。

第2、審査の期間。令和3年7月12日から令和3年8月10日まで。

第3、審査の方法。令和3年7月2日、決算審査に付された令和2年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び企業会計の決算並びに地方債の状況について、次に掲げることを主眼とし、関係責任者から説明を聴取して審査を実施いたしました。

（1）歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、定められた様式で作成されているか。

（2）決算書の計数は正確であったか。

（3）予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われていたか。

（4）違法または不当な収支はなかったか。

（5）収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切であったか。

（6）事務の合理化や経費の節減に努力していたか。

（7）財政分析は、前年度と比較してどうか。また、工事等については、その経過等

を聴取し、農林水産課、東部地区基盤整備推進室、建設課、上下水道事業所の工事箇所を中心に現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。これらの審査結果に関する概要及び意見は、後述するとおりであります。

なお、一般会計、各特別会計、企業会計の順に概要を記載しておりますので、委員の皆様には後ほどご高覧賜り、ご審査をいただければと存じます。

では、私からは決算審査を通して感じた意見を最後のページにまとめてございますので、これをご報告したいと思います。

総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び各種基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数もこれらの諸帳簿と正確に符合しておりました。予算の執行についても、有効かつ適正であると認められました。

一般会計は、歳入164億8,764万7,000円。前年度に比べ26.6パーセントの増。歳出146億5,632万9,000円。前年度に比べ28.7パーセントの増となっており、決算規模は震災以前と比べ大幅に増加しており、剰余金も増となっております。財政の各指数も健全エリアとなっておりますが、今後とも復興の先を見据えた冷静で慎重な財政運営に引き続き努めていただきたいと思います。

不納欠損額は、一般会計で271万6,000円、特別会計で747万5,000円、合計1,019万1,000円となっており、適正に処理されておりましたが、ここ数年増加傾向になっているため、不納欠損の判断に当たっては慎重かつ厳正に対応され、不納欠損処分に至らないよう、特段の努力をしていただきたいと思います。また、滞納、不納縮減のために、各部署において日々の努力はうかがえますが、町税等の徴収対策を強化していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、国内外の政治経済や地方経済の不透明感が増してきております。町の自主財源である町税についても減収が予想されるため、今後は各種事業や事業予算の見直しが必要になってくるものと考えられます。

また、町有の遊休不動産の有効利用や各種施設使用料の受益者負担の見直し及びネーミングライツ等々を利用した、活用した新たな財源の確保など、総合的な見地から自主財源の確保を検討し、より一層の健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

結びに、地域の特性を生かしたビジネスを創出することで、地域経済の活性化を図り、住民が将来にわたり安全で安心に暮らすことができるまちづくりを目指し、取り組まれるよう、強く望むものであります。

以上で終わります。

議長（岩佐哲也君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから、認定第1号から認定第7号までの7件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定によ6日、原則一問一答です。質疑は論点を

整理し、通告外及び質問にならないよう注意してください。なお、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

1 1 番菊地康彦君の質疑を許します。菊地康彦君、登壇願います。

1 1 番（菊地康彦君） 1 1 番菊地康彦です。

令和 2 年度は台風被害の対応に加え、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、さらに今年 2 月 1 3 日の福島県沖地震により甚大な被害が発生し、目まぐるしい社会情勢の変化の対応により、大変な予算執行になったかと思います。執行部初め、全職員の労苦に対し、心より感謝を申し上げる次第です。

それでは、ただいま提案されております一般会計決算書の認定について、総括質疑を行います。

令和 2 年度の予算編成において、第 6 次総合計画に掲げる 5 つの基本方針に基づく各種事業を最優先に取り組むとしておりましたけれども、決算結果をどのように評価し、また課題の残った事業はあるのかをお伺いいたします。

議 長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、一般会計決算における主要施策の成果及び課題についてですが、昨年度は復興創生の完遂を目指すとともに、総合計画に掲げる将来像「キラリやまもと！みんなでつくる笑顔あふれるまち」の具現化に向け、5 つの基本方針に基づく各種施策に鋭意取り組んでまいりました。

第 1 に、「健やかな暮らしをともに支えるまちづくり」についてですが、子育てするなら山元町の具現化に向け、これまで子育て世代から一定のニーズはあったものの、なかなか実現に至らなかったような事業を展開できたものと認識しております。1 例をご紹介しますと、本町では幼児教育を受けるには恵まれた環境にあるものの、公立保育所の需要が高く、保育と幼児教育の機能分担が進んでいないことから、町内 2 つの私立幼稚園に入園する場合、制服や学用品代として一律 2 万円を補助する町内私立幼稚園入園補助事業を創設いたしました。また、昨年 1 0 月には坂元地区からつばめの杜保育所への送迎負担を軽減するため、おもだか館内に送迎保育ステーションを設置し、よりきめ細やかなサービスを提供できたものと認識しております。

次に、第 2、「地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくり」についてですが、住むならやっぱり山元町の実現に向け、引き続き県内最高水準の移住・定住支援事業補助金を維持し、昨年度は新築住宅 3 2 軒を含む 1 0 0 件の交付を行い、同補助金により住宅を取得した 2 8 世帯 9 0 人の方をお迎えいたしました。

産業の振興については、町内の新規就農者を支援し、定着を図る、頑張る新人農家支援事業補助金を創設するとともに、山元ブランド確立のため、リンゴ、イチジク、ブドウなどの苗木や資材購入等の支援を実施いたしました。さらに、この 1 月末、やまもと夢いちごの敷地内に、待望の飲食施設をオープンすることができ、交流人口 1 0 0 万人も現実味を帯び、さらなるにぎわいと活力の創出に大いに弾みがついたものと考えております。

次に、第 3、「のびのびと学び、夢と志を育むまちづくり」についてですが、夢や志を持ち、たくましく社会を生き抜く児童生徒を育成するためのみのりプロジェクト推進事業について、広く周知を図るため、昨年 1 1 月、地域の関係各位にご参加いただき、学

校教育充実推進大会を開催いたしました。児童生徒を育成するためには、地域を挙げて教育活動の充実を図ることが重要であることについて、ご理解をいただけたものと考えております。

また、小中学校再編方針に基づき、山下、坂元両中学校の閉校及び山元中学校の開校準備を進めながら、これまで各学校で会計を行ってきた給食費を公会計化するとともに、校内通信ネットワークの構築や児童生徒1人1台のタブレット端末を整備するなど、教育ICT環境の整備を進めました。

さらに、昨年9月から一般公開が始まった震災遺構中浜小学校は、遺構保存の手法や整備プロセス等が高く評価され、グッドデザイン賞のダブル受賞の快挙を達成し、教育旅行や各種研修の誘致など集客を増やす取組も功を奏し、県内外から多くの方々が訪れる交流の拠点として、大いに期待しているところであります。

次に、第4、「快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくり」についてですが、激甚化、頻発化する豪雨により、町内各所で浸水被害が発生していることから、町の最重要課題として高瀬川、新田川、山寺及び鷺足川排水路合流部の3か所の排水不良箇所解消に向け、調査及び検討を進めてまいりました。排水対策の進捗については、今議会の高橋真理子議員の一般質問において答弁いたしましたが、今年5月の議会全員協議会で示した大まかなスケジュールを、より精度を高めてご説明できるよう努めてまいります。

次に、第5、「質の高い持続可能なまちづくり」についてですが、震災によりコミュニティー活動が停滞している自治会等の人材育成や体制の整備強化を継続的に支援してきております。昨年度は山元町社会福祉協議会を委託先に相談窓口を設置し、桜塚地区自治会を初め、中浜区や笠野区の運営支援を行ってきており、被災した自治会等については一定の自立に向けた活動支援の総仕上げになったものと認識しております。

以上、昨年度の主要施策についてご説明いたしましたが、新規事業のほか、事業の継続、さらなる拡充等について重点的に予算化し、取り組んできたところであります。

政策的に進める施策については、単年度で顕著に効果が現れるものではなく、中長期的な視点の下、一定のスパンで実行の可否を判断する必要があると認識しておりますが、昨年度実施した各種施策については、これまでの取組との相乗効果により、町政の課題解決を大きく前進させるものと自負しております。

一方で、昨年度から課題の残った事業ですが、昨今の自然災害による復旧事業や、新型コロナウイルス感染症の対応など、最優先で取り組まなければならない新たな行政需要が山積しており、突発的に膨大な事務量が生じていることも事実であります。

町といたしましては、限られた職員の中、新たな行政需要への最優先での対応を余儀なくされており、事業の優先順位及びスケジュール等についても見直し等を行いながら、課題の残った事業についても着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ここで、換気のため暫時休憩とします。再開は11時、11時再開とします。

午前10時49分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）11番菊地康彦君の再質問を許します。

11番（菊地康彦君）はい。それでは、回答がありました内容に基づきまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点に「健やかなくらしをともに支えるまちづくり」ということで、2年度につきましては、幼稚園であったり保育所関係の充実と、支援充実ということで回答があったわけですが、まずこの私立幼稚園の入園補助については、予算に対して支出額が満額とはいっていないのですけれども、この辺の効果ですか、この辺は先ほどの回答にもありましたように、長期的な視点の下でという回答もあったわけですが、この辺初年を終えて、どのような効果があったというふうにお考えなのか伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、保育所と幼稚園のですね、機能分担、これは私は大事にしていきたい視点でございまして、このように保育所というのは、お預かりをして、保育を担うという部分でございすけれども、幼稚園というのは教育をするというですね、大きな違いがございすので、やはりその違いというものを、再認識していただけることが肝要のかなと思って、こういう措置をする中でですね、そのへんの理解を少しでもしていただければというような思いでございました。

具体的には50人分の予算措置をいたしまして、決算額として50人の方々にこの制度をご活用いただいたということでございまして、2万円、お1人2万円ということで50人の方ですね。2つの幼稚園、ほぼほぼ同人数に近い利用者があったというふうなことでございす。予算額としては200万円でございましたので、実質この50パーセントの執行率というふうな状況でございすけれども、やはりこういう形、流れをもう少し確かなものにしていければというふうに考えているところでございす。

11番（菊地康彦君）はい。我が町の子供たちは減少傾向にあり、少子化ということではあるのですが、やはり幼稚園の運営もかなり厳しいという話も聞いております。この辺の効果はですね、出ることで、相乗効果というものも盛れるかと思ひます。

では、もう1点、この例の中で、送迎保育ステーション、こちら半年の予算だとは思ひうのですが、この辺も坂元地区からの送迎、地域の方々、利用者が利用しやすいようにということでのサービスかと思ひうのですが、この辺について半年あるんですけども、効果だったり課題というものの、どのように捉えているのか伺ひたいと思ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい。送迎保育ステーション事業については、予算に対して決算額も同額というふうな形になっておりまして、16名の方の登録をいただひておりまして、実際の利用はそのうち14名の方に利用していただひているというふうな状況でございす。

一定のご利用をいただひく中で、保護者等の距離的な負担軽減が図られているものと考えておりますので、引き続きお預かりしている間ですね、やはりお子さんの安全、しっかりと確保できるようなですね、そういう形で継続してまいりたいと思ひております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今、利用者の人数等が町長からお話あったわけですが、ちょっと私も多少なり、イメージといいますか、坂元の方には本当に利用の価値があるのではないかなと思ひていたのですけれども、ただ帰りなんかを見てみますと、3人ぐ

らいとかですね、少人数、多分お父さん、お母さんなり、夕方になればおじいちゃん、おばあちゃんが時間の余裕があってお迎えに行けるので、そういう状況なのかなとは思っていたわけなのですが、実際その帰りの状況なんていうのはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。帰り。送りというか、朝は結構丸々乗ってくるのですけれども。

町 長（齋藤俊夫君）ご利用される方の朝、夕の利用傾向ということでございますが、基本的には議員おっしゃるように、朝は大半の方がこの制度を利用されるということで、あとはお帰りの午後からの関係については、それぞれのご家庭のですね、都合で、この送迎バスを利用されていないのかなというふうな形になっておろうかというふうに思います。具体的なところは担当の子育て定住推進課長のほうから補足をさせていただきたいと思います。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。はい。送迎ステーションの朝、夕の送り迎えの関係で、基本的には今町長申し上げたとおりですけれども、夕方の部分ですね。場合によっては直接保護者が、仕事が早く終わったとかという関係で、事前に連絡をいただいて、直接保育所にお迎えに来るというケースも多くはありませんが、あるということは伺っております。

あと、この事業に関して12月にですね、一旦保護者懇談会を、利用者を交えた保護者懇談会を実施したことがございました。その中では、朝夕のお迎えが軽減されて、非常に助かっているというような保護者からのお話を伺ったところであります。以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。その中で、いろいろ保護者等の懇談会を行っているということですが、新たな要望等というのは特に出ていないのでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。その時点では、特に新たに要望等は伺ってございません。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、第2の地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりについての再質問を行いたいと思います。

回答にもございますように、この中では移住・定住ということを中心にですね、回答があったわけですが、昨年、令和2年にこちらに地域おこし協力隊ということで予算取りをしておりました。それが令和3年としてはこの地域おこし協力隊がなくなったわけですが、この2年度、令和2年度における……、この問題がなかったのかということで確認したいのですけれども。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この関係につきましてはですね、一般質問等でもお尋ねがあったやに記憶しておりますが、ご協力といえますか、参画していただいた隊員については、いわゆる現役の大学生の方ということもありました。そしてまた、関東方面からこちらのほうに、の大学にということがあったりしてですね、時間が経過している中でご本人も新たな道をですね、模索されたという状況があったようでございますので、町としては一定の期間ですね、落ち着いてといえますか、継続してお力添えいただけるような、そういう関係が望ましいのかなというふうには思っているところでございます。

11番（菊地康彦君）はい。当町は人口減少も大きな問題となっておりまして、この地域おこし協力隊といったのは、そういった部分にですね、大きな期待をしての事業かと思うのですが、終わってしまってからというとなかなかのですけれども、お隣の町に行くとですね、移住者に対して、移住者に協力をもらって町のPRをしてもらったりとか、各部門にい

ろんな協力隊を置いてですね、総括するのではなくてですね、分野、分野でそういった協力をいただいてですね、実績を上げて、その定住者にもお話を聞いたのですが、この町がすばらしいから、私はこの協力隊というものに協力して、PRをさせていただいていますということで、積極的な意見が聞けたのですね。

というと、やはり意見で終わってしまっただけは、何とも言わないのですけれども、このやり方というか、この予算を執行するに当たって、やはりその辺の計画等ですね、十分に詰めて行った事業なのかどうか、お伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。事業を起こすときは、一定の関係を整理しながら、確認しながらスタートするというのが一般的でございまして、当然この事業についてもそういう形で展開を模索してきたところではございます。

ただ、先ほど申したように、短期間で別な方向にというふうなご本人の意思があったというふうな、あるので、当初の目的、成果についてしっかりとした成果というのは、この後の展開に委ねざるを得ないという、そういう経過になったわけでございます。

今の議員からのお話をいただく中で、確かに移住・定住、教育とは別に、移住・定住者が結構うちの町におられるわけでございますので、一定の評価をしていただいた方々が移り住んできてもらったという、そこに着目してですね、そういう方々を通じて、広くその方の町外のお知り合いなどに、山元町のよさを大いにPRしていただくという、そういう手法は非常に大事にすべきお話かなというふうに捉えておったところでございます。

いずれにいたしましても、町が抱える諸課題解決に向けてですね、何らかの形で町の取組を補完していただけるですね、そういう体制をさらに構築してまいりたいというふうには思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。その方は、移住者で、まだ若い奥様で30歳代なのですが、本当に熱意のある方で、本当に自分の住んだ町、移住した町を、よくぞここまで理解したなど。移住するまでにもかなり勉強したらしいのですが、いろんなところを見てね、ここの町だったらということで、住んで、それが思うとおり自分の生活を潤しているということで、朝早くから夜遅くまでですね、お仕事なさっているようです。

この第2の点ですと、産業の振興といったものも、この取組について出ているわけですが、頑張る農家なり、農家支援、こちらにも2年度は力を入れていただいたということなんですけど、その中で2点ほどあるのですが、この防除薬購入支援だったり、苗木の購入支援、これで予算としては結構な額が取ってあったわけですが、これが実際私がひどい間違いでなければ、半分以上というような予算執行になっているわけですが、この辺の計画から執行までにですね、農家側との説明だったり調整、これに問題はなかったのかお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まあ、それぞれの事業の立ち上げ、あるいは拡充等に当たってはですね、この制度の利用者というものを念頭に置きながら組立をし、そしてまた1年間執行に当たるわけですが、頑張る新人農家については、当初想定7名に対して、実際の支援対象者が5人であったというですね、そういう関係がございまして、あるいは拡充した振興作物産地化奨励事業ですね、これも予算面では残念ながら720万円に対して270万円ほどということで、執行額のほうでも大分下回っているというような状況がございまして。まだまだこういう制度の周知徹底、あるいはこれを利用した作付の

タイミングがですね、合わなかった側面もあるのかなとは思っているところでございます。

補足的な説明については、担当の農林水産課長から補足を申し上げます。

農林水産課長（佐藤和典君）議員のほうからお話ありましたリンゴの防除薬の関係が、執行が少なかつたのではないかということのお話でございましたが、当初山元町のリンゴの薬剤については、通常の全国平均よりも大分多くかかっているということで、その倍額ぐらいのところの差額分を予算化したところでございます。しかしながら、その聞き取りをしながら、実態に合わせて見た場合に、そこまで多額に防除薬がかかっていなかったということで、こちらの部分の金額のほうが約半分ぐらいになってきているということから、残額については、この補助金の残額につながったものというふうに考えてございます。

11番（菊地康彦君）はい。今、課長のほうからリンゴ農薬ということなのですが、多分この辺の当初の減額する際のすり合わせといたしますか、実際のリンゴの栽培ですね。この辺の調査が十分足りなかったのではないかなと。あと、説明もちょっと足らなかったのではないかなと思うのは、農家側としては、防除する際には、農薬と同時に、肥料の散布をして成育病害を促しているようなのです。それで、実際計算してみると、肥料代は認められませんということで、こういう数字になったかと思うのですけれども、やはり支援をする際にはですね、十分この辺の聞き取りだったり、内容を理解していないと、こういうミスマッチといたしますか、期待と実際の支援がずれてしまうような結果になると思いますので、この辺は十分ですね、今後思いやる気持ちで見ていただければと。そうすると、ますます産地形成、そして、我が町の農産物も継続できる事業となるのではないかなと思うわけです。

それではもう1点、一般質問からあったわけですが、東部地区の未活用地の対策、この辺は十分検討なされていたわけですが、この対応としてこの間、募集をしているというようなお話も聞いたのですが、それ以外に何か未活用地を活用するための対策を、令和2年度検討したのか、お伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは具体的な内容でもございますので、担当の東部の室長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君）東部地区基盤整備推進室長ですか。えっ、もう一度、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）すみません。具体の土地利用の関係、東部ではなくて、農業委員会でございました。すみません、担当課の紹介を間違えましたので、農業委員会の局長のほうからお答えさせていただきます。

農業委員会事務局長（伊藤常則君）今のご質問になりますけれども、令和2年度については募集のほか、特段公表といたしますか、そういったものはしておりません。ただ、意欲といたしますか、一応相談とかはありましたので、そちらのほうでの空き農地の紹介ですとか、そういったことはしておりました。以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。総括質疑なので、自分の意見とかね、あれは言うてはいけないんだと思うのですけれども、こういったことは検討しなかったかということで、ちょっとお聞きいただきたいと思います。町長からも何かいい案があったらなんていう話もあるぐらい、中ではいろいろともんでいるかと思うのですけれども、多分農業委員会なり、農林水産課、東部でも検討はしていると思うのですけど、この東部の畑地未活用地をですね、町民農園だったり県民農園、こういったものに貸出しして、利活用して、交流人

口だったり定住者を募るよう、最終的には定住してもらうような計画は考えていなかったのでしょうかね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。東部といいますか、その今回の農地整備事業で整備した区画については、基本にご案内のとおり、一定の面積といいますか、大区画化といいますか、そういう方向性で農地の区画整理をしてきたという部分がありまして、やもするとそれぞれ担当部署ではまとまった形の利活用がどうしても先行しがちでございます。議員おっしゃるように、一定のまとまった形での利用、これを前提としながらも、周知なり、一定の募集の努力をした中で、そういった形での利用がなかなか進まないということになれば、次善の策的な、ご提案のあったような、そういうことも真剣に考え、また組み合わせをしながら対応していくのも、一つの対応の在り方だろうというふうには受け止めるところでございます。

11番（菊地康彦君）はい。仙台市の沿岸から山元町までを見てまいますと、やはりコロナ禍ということもあるのですが、やはり外での活動だったり、農園といったところにいろいろ集中して、人が流れております。先日、緊急事態宣言中ですが、オートバイで来るのは全然問題ないのですが、そういった方々がツーリングしたり、こういう伸び伸びしたところに足を運んできているようです。やはりそういったものを一つのチャンスとしてですね、我が町を知っていただくということにもなるので、ぜひそういったものも検討できるのであれば、そして残ったところもどっちかという大区画というより、何かちっちゃいのが残っているという情報もございますので、そうするとおさらそういったところを活用していただいて、週末ですね、我が町に帰っていただければというような思いもあったわけです。

では、第3の「のびのびと学び、夢と志を育むまちづくり」に対しての再質問をしたいと思います。この中で私も注目していたのは、みのりプロジェクトであったり、教育の充実ということなのですが、昨年補正を含めて、小中学校にICT環境の整備を行って、この間の一般質問で回答があったように、今準備中だということなのですが、この辺は今年度のお話をしていいのかどうか、この活用はもうできる準備に入っているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。ICTに関しては、今各学校で授業における活用を進めているところです。学校にICTが入るということは、先生方にとっても、子供たちにとっても、今までにないことなのですが、それをどのように授業の中で活用していくかという手立てについては、いろいろ研修をしたり、教えてもらったりして進めていくことなので、今年度の初めには物はそろったのですが、順次ですね、どのような使い方をしていけばいいかということを感じながら、活用は始まっているところです。

11番（菊地康彦君）はい、議長。昨年度、2年度、令和2年ですね、の予算で、予算といいますか、計画を実施したわけですが、やはり今年から、令和3年度からの活用を念頭に置いての予算取りだと思うのですが、やはり教育長が言ったように、今まさに緊急事態宣言下で学校内での感染だったり、子供たちの感染、こういったものが起きております。昨日もテレビ等で見ていると、感染者があつて、休校しているところもあれば、あとは子供が感染するからといって、20人ぐらい休んでいる学校もあるということで、そうすると教育の本来、この間文部科学省の大臣が言ったように、教育の機会が失われるというようなこともあつて、このICT化というのを進めているかと思うので

すが、ぜひこれ早期にやらないと、いつそういう事態が来るか分かりませんので、せっかく使った予算ですので、十分そういったことを頭に入れて進めていただきたいと思うのですが、再度教育長、お願いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。先ほど、今、学校ではいろんな手立てを学びながら進めているということなのですが、本町ではＩＣＴの支援員という会計年度の任用職員ですけれども、あっ、すみません、これは委託ですね。その支援員を各学校に１人ずつ入れています。そのＩＣＴの活用の仕方にたけた人たちで、学校でどういうふうに使えばいいかということにすぐ答えてくれるような人なのですけれども、その人たちが日常的に学校にいますので、ほかとの比較というとあれですけれども、支援員が入っていない自治体に比べると、山元町の先生方のＩＣＴの活用の仕方といいますか、学び方というのは進んでいるほうではないかと思えます。

あと、この間の一般質問にもありましたが、今は子供が学校に来れないという状態になったときのタブレットの持ち帰りを使っての学習の確保ということだと思います。これについては、例えば学校を消毒のために臨時休業しなければいけないと。大体３日ぐらいを考えているのですが、そのぐらいの期間だと、持ち帰らせてというよりは、課題を与えて、再開後に持ってこさせるということでもいいかなと。

ただ、その感染して２週間なり、あるいはその臨時休業が延長、延長となった場合に長期化するおそれもありますので、その場合にタブレットを持ち帰らせてといいますか、家庭に持っていったの学習をどういうふうにしていくか。これ、そういう事態に今なっていないのですけれども、そういう事態も想定しながらですね、対応できるように進めていきたいと思っております。

１１番（菊地康彦君）はい。それでは、次にもう１点ですね、学校関係なのですけれども、昨年の総括質疑でも私のほうでお話しした内容なのですが、学校の管理費だったり教育振興費、こちらの不用額は出すべきじゃないと。出すべきじゃないというとおかしいのですが、今年は昨年と比較すると、かなり不用額というのは減ってはきているのですけれども、ただ、まだそれでも小中学校で１，２００万円、中学校でも１，６００万円ぐらいが不用額としてあるわけですが、この決算をするに当たりまして、やはり再度不用額が出た状態で、再点検は不用額を各学校に対して不足しているのではないかと、こういう部分で何か不便なところがないかということで、再点検を行った上でのこの決算だったのかということでお伺いしたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。昨年度も同じような不用額についての問いがあったのですけれども、おっしゃるとおり不用額というのは、できるだけ出すべきではないということで、学校での不用額については、今お話しいただいたようなことで確認ということをした上での今回の不用額ということでご理解いただきたい。なお、具体的なことについては、教育総務課長のほうからお答えさせていただきます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいつのお尋ねでありますけれども、基本的に学校のほうから必要なものということで、こちらのほうに予算要求が上がってまいります。その中で、こちらでも精査させていただいて予算取りさせていただいておりますけれども、基本学校に必要なものについては、特に備品等ですとか、予算がついた段階へ、年度の初めの早い段階で整備していただいて、年度内に十分に活用できるようにということで

進めているところであります。不用額が出てしまったことについて、結果であるとは考えておりますけども、こちらで自粛するようにとか、そういったことはございませんので、ご理解のほういただきたいと思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そのような執行をされればよろしいのかとは思いますが、ちょっと私も体も小さい、心も小さいから、小さいところですね、気になるのですけども、今年ですね、委員会で小学校を巡回といいますか、調査に行った際にも、小さいことなのですが、教室のカーテンがなかったりとかですね、これは学校側からの利用といいますか、要望がなければ、なかなか教育委員会なり、教育総務課というのは知り得ないところなのですが、実際我々が行ったときにも、かなり教室がまぶしくて、レースのカーテンがないがために、普通のカーテンを閉めるのですね。そうすると、見えなくなるんです。そうすると電気をつけるんですね。たまたまそこに調査に来ていた方にも、ぜひこの学校なり、教室にもレースのカーテンをつけていただくと、光の遮断があるし、明かりも明るくて、子供たちが勉強しやすいんだという、小さなことなんです。小さなことなんですけれども、やはりそういったところも見るべきではないのかなと。

また、今学校施設というのは、体育館、文化センターの体育館とか、そういった部分が使えなくて、小学校の体育館を利用するということが出ております。ただ、それは土曜、日曜日なんです。昔から私はトイレと言って、トイレ議員みたくなるんですけど、こういう外トイレといいますか、体育館トイレがなくて、活用者、大変困るのではないかなと思うのです。これ、学校が要求しなくても、町でやっぱり教育委員会なり借用しているわけですから、そうするとどこにおしっこしたらいいんだと。女の子なんか特に困るわけですね。そういった点もやはり小さなことなんですけど、私は不用額がこんなにあったら、少しずつ造れるのではないかな、仮設でも何でも造れるのではないかなと思うのですけど、そういった点、教育長どうでしょうかね。小さいのですけど。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。学校のほうでどういうものが必要か、あるいはこういうものが欲しいということを受けての予算の対応等ですね、基本的にはやっているわけですが、今議員からお話しいただいたような点で欠けているというか、抜けているといいますか、教育委員会としてもちょっと目が行き届いていないかなと思われるところがあるやもしれないなと、今お話を聞いていて思ったところです。今のお話をですね、参考にさせていただきながら、なお対応を考えていきたいと思います。以上です。

11番（菊地康彦君）はい。私は、今回、今年は教育委員会で本当にみのりプロジェクトだったり、本気になって子供の学習、それから志の教育、本当にすばらしく望ましいなというふうな環境整備していただいています、やはりちょっとしたことでいいので、見ていただければと思います。

それから、この章にはスポーツ、レクリエーションというのも入ってございまして、令和2年度はグラウンド、運動場ですね、山元町民グラウンドが整備されました。すばらしいグラウンドになったわけなんですけども、この辺ですね、今後になっちゃうとおかしいのですけど、このぐらいお金をかけて整備したグラウンド、今後どのような活用を目指してこういう整備をしたのか、お伺いしたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい。町民グラウンドについてはですね、敷地といいますか、使える範囲を広げるような形で整備をしました。その広さを生かすようにですね、いろんな活用をしていただければということでの整備でした。町でいろいろ活動する人たち、あるいは対

外的においでいただいて活用する人たちに、少しでも資するようなものになればということでの整備です。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。我が町は本当に近年、スポーツの町といっても過言ではないぐらい、小学校、中学校、それから社会人におけますし、それから青年の部、それからシニアの部でも全国大会等に何年か連続でとか、出場していますし、我が町出身の子供たちが高校に進学して甲子園大会に、選抜のほうに出場するなど、優秀な成績を収めています。やはりこういう立派なものを造ったからには、やはりこういった大会ができるぐらいのものとして整備していますので、そういうものを誘致してですね、交流人口、行く行くは、私の決まり文句ですけど、定住につなげるのではないかと思いますので、この辺いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）先ほど教育長のほうからも、今のに関連するあそこの拡張整備の主目的の一端もご紹介申し上げたところでございますけれども、私としてもですね、やはり今いみじくも言われたように、野球なり、ソフトボールなり、大変立派な成績を残し、そしてまたそういう取組の底辺が従来から相当程度広がっているという認識の下にですね、消防団の様々な訓練、活動等を含めて、一定の安定した場所を確保してきたつもりでございますので、これは町という部分もございまして、やはりこれまでの経緯、経過の中では、体育協会なり、ソフトボール協会なり、あるいは議員もご活躍の少年スポーツ団なりですね、様々な意向を踏まえた形で取り組んできておりますので、町としても教育委員会と連携しながらですね、せっかくの施設が少しでも有効利用ということができるように努力したいと思っておりますけれども、まずそれぞれの主管するスポーツ団体の協会等におきましても、連携をしながらさらなる利活用ができるようにですね、取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。先ほどちょっと紹介し忘れたのですが、野球ソフトだけではなくてですね、今年のパラリンピックの車椅子バスケットボールの女子の監督が我が町出身ということもあって、以前はここを拠点に合宿をしたりですね、そういったこともありました。本当に全国的にも、世界的にも名の知れた山元町、テロップに山元町出身者と出ておりましたけれども、やっぱりそういう町です。

で、そこで気になるのが、今年というか、2年度に予定されておりました町民体育館の長寿命化対策、これが地震によってできなかったと思うのですが、この辺の再建は、町でですね、こういったすばらしいスポーツの町で、文化センターなり体育館が現状、ないというのは、とてもちょっとあれなんですけど、いつ頃の予定なのでしょう。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。地震のたびにですね、町民体育館の改修が必要、改修が必要というよりも今は使用できない状態だと。構造的な大きな被害でしたので、修繕が簡単ではないという状況にあります。その辺の現状と今後について、生涯学習課長のほうから答弁させます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。今、教育長から回答がありました耐震診断という業務を今実施しています。この秋にはどの程度屋体が頑強なのか、利用できるのかということが見えてきます。それが見えた後に、今度は体育館をどうするかということなのですが、いろんなその方法が考えられます。そのまま復旧をするのか、あるいは建て替えをするのか。建て替えをする場合には相当、10億ぐらいのコストがかかります。あるいは、旧坂元中学校を使うのか、この辺は春の段階で全協で説明させていただいたとおりなのですが、

その辺をこれから耐震診断結果を受けて考えていくということになります。

ただ、一番大事なのはですね、今議員から話があったとおり、競技団体がどう考えるかという意見を受けるということも必要ですから、そういった時間も含めながら、これから余り時間を置かないようにしっかり対応していきたいと考えています。

- 11番（菊地康彦君）はい、議長。今、先ほどもご紹介したとおり、我が町のスポーツ人口は多種多様にわたっております。この中でどうしてもやっぱり中心の体育館がないというのは、本当に中途半端なんじゃないかなというふうに思いますし、ぜひ見合ったものを造るべきだと私は考えるところもあるのですが、あとこのグラウンドを造る際にですね、説明会のときに、トイレが2か所しかないのですね。3面、4面使うグラウンドに対して、トイレが2か所しかない、2人しか入れない。大を含めても3人。そのときに、どうして少ないんだと言ったら、いや、体育館のトイレをお使いくださいと。そうしたら、このような状態になってしまって、ですから体育館もそうですけど、グラウンドも宙ぶらりんというふうな状況にあったわけですね。やっぱり予算を使うときには、やはりそういった部分も先を見てですね、グラウンド、年寄りなんかは休憩関係なく、途中からトイレなんつって、おんつあんたち行きますから、そうすると1人、2人というわけにはいかないんですね。やっぱりその辺を聞き取りはしたと思うのですが、やはり物をつくるときは、そういったことも後々あるんだなということを十分理解していただければ。

5番目、質の高い持続可能なまちづくりについては、特に今までの一般質問でも多くされていますし、質疑もされているのですが、1点だけ確認したいのは、山寺川、鷲足川の排水路合流部なのですが、ここは2年度に、まあ、3年度撤去ということで準備をしたと思うのですが、この600万円については、もう既に取りかかる準備はできたと理解してよろしいのですね。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。今議員ご指摘の業務委託につきましては、繰越しをいたしまして、国に提出する書類の作成まで業務委託としてやってございます。そのために、前払い相当だけの決算額という形になっているところでございます。

今、ご質問の進行の状況ということでございますが、今国のほうに、書類の提出につきましては、正式な申請まで終わしまして、許可待ちということになってございまして、可能であれば9月中の発注を目指してですね、9月から10月初旬の発注を目指して、今作業を進めているところでございます。

- 11番（菊地康彦君）はい。この場所は長年にわたってですね、水災害の起点とも言われている鬼門の場所でございます。長年あの辺の住民の方々はいつなんだ、いつなんだということで、令和2年の予算取りのときにも首を長くして見ていた部分ですので、ぜひですね、準備した部分を十二分に活用していただいたと思いますので、期待をしております。

最後、質の高い持続可能なまちづくりなのですが、今回はコミュニティー活動の停滞する地区に対しての支援があったと聞いております。中浜だったり、笠野地区の運営支援を行ったということですが、これは総仕上げになったと認識しているということなのですが、この辺について地域の方々はどうのように捉えているのですか。お伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）これは担当の総務課長のほうからいろいろと各地区とやり取りしておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいま菊地議員のほうからご質問がありましたコミュニテ

イー支援ということで、一応今年度総仕上げというふうなことで書かせてもらっておりますけれども、今回につきましては、今年が最後というふうなことで一応書いてありますけれども、平成29年度、この辺から自立の形でというふうなことは促してきておりました。そういう中で、令和2年度については中浜、笠野、それから桜塚の3地区を継続的に支援を行ってきているわけなのですが、各地区ともにある程度コミュニティの形成というものができてきておりますし、例えば桜塚なんですけれども、桜塚については新しい市街地ということで、重点的に支援を行ってきているわけなのですが、今回令和2年度は社会福祉協議会のほうにお願いしております。一応町からの事業としての捉えは令和2年度で終了しておりますけれども、例えば社会福祉協議会が3年度、今年度も引き続いていろんな活動をしていただけるような形で継続的に支援は続けているということです。全く事業を中止したとか、そういうふうなのではなく、継続的な形で今後も支援は行っていくというふうなことで調整はしております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。ぜひそのように願いたいと思います。ぜひこの3地区ではなくて、浜通りについてはいろんな面でまだまだ支援といいますか、目をかけていただくといいですか、注視をしていただきたいというふうに思うわけですが、次に決算の各種の内容を見ますと、JR東日本に対する要望活動を行ったということで記載がございました。この辺は、ここで聞けばいいのかどうか、ちょっとくくりが分からなかったのですが、この辺についてどのような活動、要望、改善を行ったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）基本的にはご案内のとおり、常磐線北部沿線ですね、自治体と連携して継続的に対応してきているところでございます。そういう中で、震災後の町の関係については、駅施設の絡みもありまして、長年の課題であるバリアフリー対策等々ですね、相当のものが解決できたのかなというふうに思っておりますが、あとは沿線の自治体と共通の問題は、より利用者の立場に立った利便性の高いダイヤの編成というふうになるわけですが、それに向けて毎年度定期的にですね、JRの仙台支社なり、あるいは水戸の支社に赴いてということでございます。昨今はコロナ禍の関係もございまして、直接的な要望活動は、ちょっと従前と比べてという部分がございしますが、継続した形でダイヤの運行改善に向けて取り組んできているということでございます。

11番（菊地康彦君）はい。以前から、この件についてはちょっと私も町長に対してなり、北部整備促進規制同盟会というのですかね、に対して、町長を通じてお願いしている件がありました。お願いといいますか、要望といいますか、駄目だね、そういうことを言っちゃね。高齢者、障害者に配慮する駅のホームの設置を要望すべきではないかというのを提言しております。これは、やはり今年のパラリンピックを見ている各国の方々、いろいろな思いでこの差別、そういったものがなくなっている中で、やはり寒い時期、雨のとき、ホームに立っている高齢者、それから障害のある方々が電車待ちをする時間に大変な思いをしているということで要望していました。エレベーターもあるのですが、そこから出てこない方がいて、下から次に上ってこれない方もいたりとか、今は余りそういったものは聞かないのですが、そういったものはやはりまちづくり、持続可能なまちづくりも大変重要なことだと思うのですが、この辺は要望はしていなかったのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）確かに議員ご指摘の分、関係ですね、それぞれの立場の皆さんに寄り添う対

応の在り方というようなことでございますが、問題意識を共有しながらも、ご案内のとおり、今年度より全国あまたの駅、ホームですね、抱える中で、先方としても一定の対応の方針、基準というものを持ちながらという部分もあるわけでございますので、そういうことを前提としながらも、おっしゃるような問題提起についてはですね、引き続き関係方面にこれは粘り強く取り組むべき内容なのかなというふうには思います。

11番（菊地康彦君）はい。ぜひですね、今年はオリンピックばかり言いますが、オリンピックで53個のメダル、そしてパラリンピックでも51個のメダル、66歳の障害のある方もフルマラソンを走ってゴールしております。やはりどんなところにもお一人お一人が一生懸命生活して、自分でその障害を乗り越えようとしている方々もいるわけです。そこに手を差し伸べていただいて、新地も何らかの待合室あり、坂元も風除けあり、吉田も従来からの待合室があり、亘理町もある。山下駅だけがちょっとねということも、へそ曲げて言っているわけではないのですが、ぜひ検討を進めるべきだと思います。

最後の最後です。この項には行財政運営という部分も出ております。その中で、最重要施策なのかとは思いますが、皆さんにはいろんな意味で財政調整基金という部分を取り沙汰されておりますが、私のほうはこの過疎の町ということもありまして、現在の過疎債の現状ですね、がどのような状況なのか、最後に質疑をしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）一般質問の中でも過疎債活用の傾向的なお話、申し上げてきているかと思いますが、平成29年度に過疎の町に指定されて以来ですね、有利な、財政的に有利な制度を活用しての財政運営に取り組んできたところでございます。

そういう中で、いわゆる起債そのものについては一定程度積み上がってきているというのは、これは事実でございます。ただ、後年度のですね、この償還率ですね。これが通常の起債と比べて有利だと、高いという、割合が高いということでございますので、そういうものが後年度、交付税として戻ってくる、措置されるということを勘案した場合、その辺の傾向をどう見るべきなのかですね、そういうことだろうと思っております。

いずれにいたしましても、やはりそういう制度ではありますけれども、起債総額などもしっかり把握しながら、しっかり財政規律を守れるような形での財政運営に引き続き意を用いてまいらなければならないというふうに捉えております。

11番（菊地康彦君）はい。以上細々と総括なんだか、ちょっと大変申し訳ないのですが、詳細につきましては、引き続き決算審査特別委員会で確認していただきたいと思います。以上で私の総括質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）11番菊池康彦君の質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）再開は1時20分とします。1時20分再開です。

午後0時02分 休憩

午後1時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の質問を許します。

岩佐孝子君、登壇願います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。9番岩佐孝子です。ただいまから、現在提出されております令

和 2 年度各種会計歳入歳出について総括質疑を行い、町長の所見について伺うものです。

1 件目は、財政見通しについてです。

税収が伸びない中で、町債の占める割合が増大しておりますが、今後の財政見通しについて伺います。

まず 1 点目、歳入において町債が占める割合が増加しているが、今後もこの傾向は継続するのか。

2 点目、これからの事業の取組における優先順位の考え方について伺います。

2 件目、契約締結についてです。工事の契約において、落札率が高落札率となっております。また、工事が遅延し、明許繰越しとなった事業が見られます。契約締結における問題はなかったのか。

1 点目、工事の契約における一般競争入札、指名競争入札、随意契約の選択は適切であったか。

2 点目、災害などで遅延している工事等が見受けられますが、遅延施工を余儀なくされている業者を含めた指名競争入札の業者選定方法は適切であったのか。

以上について伺います。町長の端的で、そして明解な回答を求めます。

議 長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）それでは、岩佐孝子議員のご質問に端的、明解にお答えいたします。

大綱第 1、財政見通しについての 1 点目、町債が占める割合の傾向についてですが、昨年度の歳入歳出決算に占める町債の割合は、約 6.7 パーセントとなっております。歳入における町債が占める割合については、過去 5 年間に於いて年々微増してきております。

これまで歳入に占める割合として増加しておりました震災復興事業に係る交付金等が復興事業の完遂が近づいてきたことに伴い減少してきたことに加え、平成 29 年度に過疎地域指定を受け、交付税措置等の条件のよい過疎対策事業債等の発行額の増加が大きな要因であると認識しております。

また、昨年度の実質公債費比率は 7.8 パーセントとなり、震災以前である平成 22 年度の 14.6 パーセントと比較すると、大きく改善しておりますが、過疎対策事業債の元利償還が今年度から始まることから、今後比率は増加傾向にあるものと認識しております。

これらを踏まえ、事業実施に当たっては、まず国・県の補助メニューに該当するか検討し、次にその他の特定財源の有無や条件のよい地方債を財源として考慮するなど、中期財政見通しで推計した町債額を念頭に置きながらも、発行額の抑制を意識しながら、引き続き健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に 2 点目、事業の取組における優先順位の考え方についてですが、昨年度は第 6 次総合計画に掲げる 5 つの基本方針に基づく各種事業や震災復興関連事業、地方創生関連事業に加え、長引くコロナ感染症対策に伴うワクチン接種をはじめとする各種対応、福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業に最優先で取り組んでまいりました。

今後におきましても、まずは町民の安全安心を確保するため、コロナ感染症対策事業や、地震に伴う災害復旧事業を最優先に取り組むとともに、事業の優先順位については私のマニフェストの実効性や重要性、緊急性も踏まえ、事業の重点化、選別化を図るとともに、その時々町の置かれた現状と課題に向き合い、それらを総合的に勘案し、必要に応じ計画の見直しや検討を重ねながら、事業に取り組んでまいります。

次に、大綱第2、契約締結についての1件目、工事契約の選択についてですが、昨年度の工事に係る入札等の落札率は92.8パーセント、一昨年度の工事に係る入札等の落札率は88.3パーセントであり、対前年度比で4.5ポイント増であります。入札等の執行に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の関係法令や本町規則等に基づき実施しており、適正な入札執行の結果であると受け止めております。

ご指摘のありました入札方法の選択に当たっては、工事発注担当課において、地方自治法をはじめ、町の建設工事執行規則や財務規則にのっとり、適宜適切に選択しており、災害復旧工事や特殊工事については、業者の施工能力や施工実績等を踏まえ、さらには公共工事に関する社会情勢や直近の応札状況など、これらを総合的に勘案し、契約業者指名委員会で審議をし、決定しております。

公共工事の入札契約については、透明性、競争性及び公平性を確保することが求められていることから、本庁においてもこれらの観点に基づき、入札契約制度を運営してきたところでありますが、他自治体の状況等も踏まえ、先月の議会全員協議会でご報告いたしましたとおり、さらなる透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とした基準を設けることとしておりますので、今後についてはこの基準に基づき、公平、公正を前提としながら適切に入札方法を選択してまいります。

次に2点目、指名競争入札の業者選定についてですが、昨年度は一昨年10月の台風第19号や昨年9月の大雨、さらには今年2月の福島県沖地震と立て続けに発生した災害によって、発災後からの応急復旧工事やその後の本格的な災害復旧工事により、発注件数が大幅に増加したところであります。町といたしましては、工事発注に係る業者選定に当たっては、工事の規模や難易度に加え、地元企業の育成や振興を図る観点を十分考慮した上で決定しております。

一方で、示された業者においては、工事発注時点における受注状況や技術者の配置状況を踏まえ、発注した場合における資器材及び作業員の確保等の見直し等を総合的に判断の上、入札に参加しているものと考えておりますので、業者選定方法については適切であったと認識しております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の再質問を許します。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。町税の落ち込みの部分なのですが、一昨年と比較しますと3,150万3,000円、2.4パーセントの減収ですよね。そして、その中で特に町民税の個人税、それについても774万円の減、そして法人税はここ数年ずっと減少傾向にあるのですが、特に令和元年8,373万4,000円あったのが、令和2年度では4,840万円まで落ち込んでいます。4,033万4,000円の減、そして7.8パーセントの減収になっているのですが、この辺についてはどのような原因が考えられますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。特に法人税につきましては、ご案内のとおり、その時々を経済情勢というものに大きく左右されるところでございますので、町としてもそういうですね、国全体の経済状態情勢にですね、影響されているものというふうに捉えているところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。経済情勢によるというお話だったのですけれども、町長がよく自慢げにお話しなさっています企業誘致を大分なさっていますよね。そういうことから

鑑みれば、もうちょっと法人税は増収の傾向にあってもいいのではないかなというふうには思うのですが、その辺の状況について、令和2年度、こんなに4,000万円も落ち込んだというのは、その辺についてはどんな原因があったのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的には繰り返しになりますけれども、その時々ですね、経済情勢によって好調なときもあるでしょうし、あるいは若干落ち込む部分もあるでしょうということだと思います。加えて、確かに一定の企業の誘致、進出というのは、一定の実績もございますけれども、ご案内のように、創業開始直後からですね、一定の、あるいは安定的な経営、いわゆる利潤を上げるというのは、これは少し時間を要するのかなと。推移をですね、一定期間見ながらの判断にならざるを得ないのではなかろうかなというふうに捉えるところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。その企業の状況にもよるというお話でしたけれども、せっかく企業誘致をしているのであれば、もう少し効率のよい、税収を見込めるようなことを考えていく必要があるのではないかなということから質問させていただきました。

そしてまた、固定資産税、今ガスパイプラインの配管分の固定資産税、結構歳入として入ってきているのですけれども、これからは減収となる見込みだと思われるのですけれども、その辺の計画についてはどうでしょうか。令和2年度はどれぐらいの、ガスパイプラインの歳入はどれぐらいだったのか、確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。償却資産の類いでございますので、当初は一定の金額から始まってですね、一定の時間の中で償却されますので、その課税額は年々減少していくというふうな、そういう傾向にあるのは確かでございます。具体的な関係につきましては、税務課長のほうからですね、その辺の傾向を申し上げることにしまして、ただこれは償却資産全体としての話は可能というふうに思いますけれども、特定の1社ということになりますとね、これはいろいろご案内のような情報管理の関係もございますので、償却資産全体というふうな傾向でね、担当課長から補足させたいと思います。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいま町長が申し上げたとおり、1社特定の資料は持ち合わせておりませんので、固定資産税全体としてお答えしたいと思います。

調定額のほうで680万円ほどの増となっておりますが、こちらですね、土地と償却資産については大きな変動は見られません。家屋の増が主なものとなります。

議員おっしゃったとおり、ガスパイプライン関係については、減価償却により減少傾向にありますけれども、太陽光発電の償却資産により相殺されておまして、固定資産税については家屋だけの伸びというふうに考えてもらえればいいかと思います。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。結構大きな歳入額ですよ、ガスパイプの配管については。そうしますと、今年間多分500万円、600万円ずつ減収になっていくのかなというふうな見込みなのですが、それはいつ頃まで、償却は何年頃までなのか、その辺について。

税務課長（大橋邦夫君）はい。大変申し訳ございません。その資料は持ち合わせておりませんので、お時間をいただくか、あるいは特別委員会のほうでお答えしたいと思います。

議 長（岩佐哲也君）詳細については特別委員会のほうでお願いしたいと思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。なぜ聞いているかというのと、どんどんと税収が落ち込んでいる中で、これがどこまで持ちこたえられるのか。そうすることによって町民税も落ち込み、そうすると地方債、公債に響くわけですよ。そうしますとということで、今確認をさ

せていただいているところなのですが、ご回答できないということだったので、特別委員会前でも、分かれば、教えていただきたいと思います。

そして、一昨年大幅に増収して喜んでいたふるさと納税、これにつきましては、昨年は3,761万4,000円の減収だったわけですよ。その辺の、何でそんなふうに変化したのか。一昨年は7,896万円、昨年は4,134万円余りだったわけです。

3,760万円余りの減収になってしまったわけなのですが、その辺の要因についてはどのようにお考えだったのでしょうか。今後どのように生かしていくか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ふるさと納税の関係につきましてはですね、一定の状況、傾向につきましては、担当の企画財政課長から後ほど補足、お答えをさせていただきたいと思いますが、私のほうからはちょっと基本的な部分の認識ですね、これちょっとそごのないように確認させていただきますけれども、一般質問のほうでもお答えしましたとおりですね、町の税収については、震災後、人口減少なりですね、大きな被災を受けたというふうなことで、いわゆる13億円台から9億円台まで大きく減少しましたと。しかし、おかげさまでここ数年来は震災前の12億円から13億円に回復してきていると。そういうふうなことを申し上げておりますので、議員は何か税収が伸びない中というあれですけども、やはり人口が大幅に減少した中で相当な回復をして、少なくともそれを今後伸ばすという、これは大きな目標ではございますけれども、少なくともこれを維持していくという状況でございますので、まだ伸びないというふうな捉え方は、ちょっと時期尚早ではなかろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。お尋ねのございましたふるさと納税の関係でございますけれども、まず令和元年度につきましては、実績で返礼品としてシャインマスカット、こちらが最も多い状況でございました。こちらが令和2年度にかなり減ってしまったということが1つ挙げられるところでございます。こちらのシャインマスカット、今回返礼品として減ってしまった関係で、令和2年度の返礼品の一部はミガキイチゴに変わっております。今回、シャインマスカットにつきましては、天候の関係で収穫の時期が前倒しになってしまったこと、それによりまして受付期間が短くなってしまったこと、また競合する市町村、こういったものが以前よりも増えたということがございまして、結果として減ってしまったということが要因として挙げられるところでございます。

今後につきましては、より効果的な広報等を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。まずは、ふるさと納税ですが、シャインマスカットのやっぱり食べ物とか何かというと、時期的なものもありますよね。でも、変わるものとしてミガキイチゴということだったのですが、それを踏まえて、今年度はより効果的というふうなお話があったのですが、その辺の検討はどのようになさっているのでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今年度につきましては、広報媒体のほうを新たに開拓いたしまして、今年度予算を計上いたしまして、首都圏を中心に幅広く広報を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり4,000万円という非常に大きいですね。ということで、やはりこの町にしたいわけではないので、そういうふうなことも、令和2年度にシャインマスカットがこんな感じということの、そういう方にきちっとした対応をなさっていただければ、令和3年度はちょっとまた増収につながるのかなというふ

うには思うのです。その辺のやっぱり考え方、やり方ですね。納税してくださった方がどういうことを望んで、ここにしてくださるのか。この町が好きだから、行けないから、私は納税しましたよという方の声も聞きました。そういう方の、納税していただいた方々の気持ちをきちっと酌み取ってやっていくべきではないかなというふうに思っております。

先ほど町長のお話の中に、町税のって、どうにかこうにか回復してきているっておっしゃいましたけれども、やはり平成30年度には13億円あったのが、13億1,250万円あったのが、令和2年度は13億435万円までやっぱり下がっているのですよ。なので、そういうことからしたら、やはりどこかで努力をする必要性があるのではないかなというふうな、去年から見てもやっぱり少なくなっているし、そういうことからしてどんな努力をしていくのか、その辺もどんなことを考えやっていくのか、その辺についてお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今の議員の質問、大変残念な思いで聞かせていただきました。人口が28パーセントも減少している中でね、そういう大きな変動要請がある中で、各部署がそれぞれの立場で地域の振興、産業振興に取り組んできた中で、人口減少にもめげず、13億円の大台に回復をしたわけですよ。ねっ。ですから、私としては今までの取組、流れをしっかりと継続していくと。そこにどういうプラス・アルファを加えるかというのは、絶えず求められることをございますけれども、まずそういうことですね、立ち上げて、財政運営の基本になる自主財源、この確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたいなと思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。私も残念です。町民税、町税が減収であれば、先ほど言ったように、ふるさと納税とか自主財源を確保するのが、私は行政の役割だと思っています。執行部の大きな役割ではないですか。私も非常に残念に思います。そういう努力をしていただきたいと思います。

そしてですね、不納欠損額も増加してきているんですよ。資料を見ていただくと分かるんですけども、執行停止分、それが29年度分でも14名で、131万2,445円、これも前年度よりも多くなっているはずですよ。そして、地方税法の第18条ですね。これの分の無財産者、あと生活困窮者とかも多くなってきていて、不納欠損が多くなっているのですが、この辺の取扱い、どのようになさったのか、その辺についてお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これは法律に基づいてですね、一定の回収努力を継続した中で、あるいは債権者の居場所の確認など経済状態を確認しながらですね、努力した中でやむを得ないものについては、一定の処理をしてきているというふうな状況でございます。具体的には税務課長のほうから補足させていただきたいというふうに思います。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。不納欠損について申し上げます。大部分は町長が回答したとおりでございますけれども、財産調査、あと所在の調査、これを行って、それでも財産がない、あるいは所在が不明という者については、不納欠損処分という形を取っておりますので、やむを得ない不納欠損だったかなというふうに認識しております。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。地方税法の第18条であれば、5年経過後に停止ですよ、処分ですね。その前に、5年以前にはどのような対応をしてきたのか、どのような、督促

とか何かがあったと思うのですが、その辺はどのような形になっていたのでしょうか。

税務課長（大橋邦夫君）はい。破産とか、そういったことで官報に載ったりした場合とかであれば、事前に徴収停止というような措置もできますので、そのような方法を取った上での不納欠損という形になります。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。そういうのは昨年度はなかったわけですね。令和 2 年度の執行停止、即時分という部分はなかったもので、そういうものには当たらないのではないかなと思うのですが、だからその 5 年間でどのような対応してきて、この不納になってしまったのか。5 年たったから不納処分しますというふうな形でしか、私は見えないのですね。だから、その 5 年間の間に町としてはどのような対応をしてきたのか、その辺について詳細をお願いします。

税務課長（大橋邦夫君）はい。繰り返しの答弁になってしまいますけれども、先ほど言ったとおり、5 年間の間に所在調査、財産調査を繰り返し行って、それでも判明しないものについては不納欠損処分ということでありますので、5 年間何もしていなかったということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。何もしてこなかったというわけではないのですけれども、そういうことがあるということ、やっぱり少しずつでも、皆さん、同じ平等に税金を納めながら、そしてまたその恩恵もということで、福利厚生とか何かという部分で還元されるわけですから、そういうことも含めながら、今後とも税収増につなげていただけたらと思います。

昨年は不用額 13 億 3,400 万円余りで、予算に対して 78.9 パーセントの執行率でした。一昨年は 10 億 3,600 万円ということで、一昨年よりもまた多くなっているのですが、この辺の要因はどんなところなのでしょう。不用額が多くなった要因。

町 長（齋藤俊夫君）はい。一般的にはですね、それぞれの課あるいは会計の中で、年間を通して必要と思われる見積りをしながら、予算を立てて 1 年間の中で執行をということでございますけれども、これはある意味、執行残の総額が出入りすると、増えたり減ったりするというのはですね、予算の規模の推移といいますか、変化、これともある程度関係してくるかなと思います。復旧から復興、完遂に向けてですね傾向としては事業費総額が減少傾向にあるわけでございますけれども、ここ数年ですね、必ずしも前年度と比べて予算総額が減少になっていないという部分がございます。ですから、そういう傾向等ある程度関係性を持ってですね、少し残念ながらそういう金額が増える場合も出てくるといふふうに理解しているところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど菊地康彦議員もおっしゃっていたのですけれども、やはり不用額が出るようなことであれば、もう少し効率的なお金の使い方もあるのではないかなと思います。

そして、衛生費の部分を見ると 74.2 パーセントの執行率なのですね。そして、農林水産は 82.4、土木も 60.7、これは多分繰越しもあったり、あとは台風とか、被害があって、こういう部分になったのかなというふうに思われるところなのですが、町長はよく言う中で、職員は一生懸命頑張っているのだというふうにおっしゃいますけれども、そのお金の使い方がちょっと私は計画的にも、計画をするときにはそのプロパー職員、そして今応援に来てもらっている職員が一生懸命やっているにもかかわらず、ここまでしかできないというのは、どういうことなんだろうなという思いで、今見させて

もらっているのですが、とにかくもう少し不用額を出さないような予算も立てるべきではないかということで、令和3年度はできていますので、次年度からぜひ生かしていただきたいと思います。

そしてまたですね、次に入ります。公債費の占める割合が、平成30年度は71億9,957万円、令和元年度72億8,145万円、前年度から比較すると0.8パーセントの増。令和2年度は78億3,685万9,000円7.6パーセントの増になっております。

ここで、特に多いのが、当町において、先ほど町長の話の中にもありましたけれども、平成29年度に過疎地域の指定を受けて、交付税の措置などの条件のよい過疎対策事業債が一昨年度よりも7億6,770万円増額となっているのですね、一昨年よりも多くなっているのです。今後の過疎債の見通しについても、どんな計画なのか、その辺についてお尋ねします。理解できませんか。ご回答願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。過疎債の活用につきましては、先ほど菊地康彦議員にもお答えをし、またこれまでも過疎計画の関係なんかでも触れてきたところでございますが、町にとって基本的には使い勝手のいい地方債、借金でございますのでね、後年度に割のいい形で交付税措置されるということでございますので、菊地議員にもお答えしたとおり、財政規律、これをまずしっかりと守る中で、どの程度の有利な過疎債といえどもですね、発行すべきなのかというのは、絶えずほかの過疎債以外の各種の事業債といいますか、地方債を活用しているわけでございますので、過疎債も含めて、全体としての地方債の借入れ額、あるいは毎年、過年度の分は償還しているわけでございますけれども、借りる方とお返しする方の関係をしっかりと見据えながら、一定の中でこれを運用していく必要があるというふうに捉えているところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。過疎対策事業債ですね。これ、計画書提出ですよ。前に見せていただいたことがあったと思うのですが、近頃はこれも見せていただいていないような気がするのですが、その書類とかはあるのでしょうか。計画。過疎対策事業に対しての事業計画書なり何なりあると思うのですが、そこで予定している、計画している金額等の入ったものというものはあるのですか。かつてありましたよね、3年とか5年とかのやつを、議員にも出していただいた記憶があるのですが、今日は私持ってきていないのですけど。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。恐らく議員おっしゃっているのは、過疎計画策定時点でお出ししていた参考資料という形のものかというふうに認識しているのですが、前回過疎計画を策定する段階におきましては、国のほうでそちらの参考資料と併せて議会に付議するということでのものでもございましたけれども、今回令和3年度、今、今議会に提案させていただいている過疎計画、こちらにつきましては、参考資料のほうの作成までは要しないということでの国の見解をいただいております、その結果、議会にもご提出していないというふうな状況でございます。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。えっとですね、前回計画書を出して、今もう返還始まっていますよね。そうしたならば、その償還計画というのがあると思うのですが、それは私たちには示していただいたのでしょうか。私の記憶の中にはちょっとないのですが、その辺は過疎債の対策事業債の償還計画というものの、多分立てなきゃならないと思うのですが、その辺についてはどのようになっていましたでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。過疎債に限らず、それぞれの地方債につきましては、それぞれ何年度に幾ら元金を返して、利息を返してというような計画がございますけれども、それについては、執行部の中で地方債のカウントを行っておりますので、特段そういったものについてご提出したという経緯はちょっとないのかなというふうに認識しております。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。何かちょっと聞き取れなかったのですが、執行部の中では共通のものとして捉えていると思うのですが、議会には財政シミュレーションもローリングしていないという話だったのですが、これについても示していただいた記憶がないのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。繰り返しになりますけれども、地方債については、過疎債に限らずに、それぞれ借入れをするということで、何年度に元金を、あと利息をというような形でそれぞれ毎年決まった形で償還していくわけですが、その償還計画については、執行部の中で管理しているというようなところでございましたので、特段それについて議会のほうにご報告等、これまでしてきた経緯もないのかなと認識しているところでございます。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。地方債の現在高も徐々に増えてきているわけですよ。収入も少なくなっている中で、歳入も少なくなってきた中で、そういうものが執行部だけの共通理解でいいのでしょうか。町全体でというか、議員にも示すべきではないかと思うのですが、そういうのがあれば示していただくわけにはいかないのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。執行部としてはですね、我が町に限らず、毎年度のこの監査ですね、先ほど代表監査委員からも、いろいろと審査意見書なり、財政の健全化の状況などお話を頂戴したところでございますので、そういう中でしっかりとその町の健全化を議員の皆様にもご確認いただければというふうに思いますし、ただ一方では、当然国と基礎自治体の間にある県のほうでもですね、国のほうと連携しながら、それぞれの基礎自治体の財政運営状況、健全化というものを確認、チェックしていただいておりますので、現段階ではどこの地方自治体もですね、そういう仕組みの中で、財政の健全度合いをですね、チェック、確認をしていただいているものというふうに理解しているところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。私は、2 点目のこれからの優先事業についても、今から伺うわけなのですが、それを確認する上でもですね、やはり今どんな状況に置かれているのか、理解してからやりたいと思いますので、提出はしていただけないのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。前段申し上げましたように、この予算の審査なり、決算の審査なりについてはですね、国、総務省を中心にですね、どういうものをどの程度の審査に付すべしという一つのルールに基づいてなされているというふうに理解しておりますので、私どもも全国自治体、地方自治体の一つとして、その範疇で対応してまいりたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、事業計画を立てるときには、どれぐらいの借金があつて、どれぐらいの歳入があつて、この事業をしていくかということを見極めるためにもですね、やはりその資料を私は教えていただきたいのです。せめて教えてください。それもできませんか。何年間かの、今後の見込みも含めて。

議 長（岩佐哲也君）休憩要りますか、いいですか。今、ちょっと休憩はいいと言うから、ちょっ

とお待ちください。（「でも、私の時間使われるんじゃない……」の声あり）

町 長（齋藤俊夫君）はい、お待たせいたしました。基本的には、先ほど来からお答えしているとおりでですね、今の地方自治を取り巻く規定の範囲の中でやるべきかなというふうに思いますが、実態、ちょっと改めてその辺取扱いを研究する中でですね、今後の資料の取扱いについては、今後検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。検討課題ということは、提出できないということですね。令和 2 年度も償還しているわけですよ。そういうことからしたらば、私は計画、提出もしているのですから、私たちに提示できないというのはどういうことなのでしょう。その辺をお示しください。

議 長（岩佐哲也君）検討するということで、令和 2 年度のやつは終わって、今後の問題ですから、それは検討しますという回答が今あったのですが、2 年度のやつの資料を出せということであれば、決算ですから、これは該当しますが、今後についてはちょっと時間があってもいいのかなと。

町 長（齋藤俊夫君）はい。あのですね、例えば議員はこれから先のという趣旨でございますけれども、今言ったように、監査資料にも起債の関係は一つの資料として、少なくとも去年はこういうふうという部分の資料はおつけはしているところでございますので、何ページだっけ、企画財政課の……、40 ページのほうの資料にも起債の取扱いの状況については、一定程度分かるものもおつけをしているということでございますので、先の話については、先ほど議長からもお話、確認していただいたとおりでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。私は非常に、企画財政の 40 ページ、特別委員会のですか、昨日渡されました。昨日の夕方いただきました。そういうこともあったので、私は確認しようと思って、今したのですが、そういうことからすれば、やはりいろんな資料とかもきちんと提出していただいて、そして審議していただくというのが筋だと私は思うのです。そういうことからして、私は納得がいきません。そういうことを申し伝えておきます。別の方にはきちんとした対応をさせていただきますよね。私にはできないというのはどういうことなんでしょうということからして、令和 2 年度の事業を振り返ってみて、今後総合計画、そして優先順位、どのように考えていくのかという部分に入ります。

今まで事業を遂行するにおいて、特に留意してきた点はどんな点だったのでしょうか。町長に伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの 1 回目の答弁の中でですね、基本的な事業の取組における優先順位の考え方というのは、しっかりお答えをさせていただいたつもりでございますけれども、これらの中で何か……、（「再確認」との声あり）再確認も何も、お手元にちゃんと確認できるわけですから、そのためにこういうスタイルを取っているわけでございますのでね、そこは確認をしていただければありがたいと思いますけれどもね。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどの方にはですね、総合計画の五つの基本方針ということで、一つ一つ丁寧に説明をしていただきました。それをよく聞くべきだということなのでしょうけれども、やはり同じような扱いをすべきではないかということを思います。そういうことからしてですね、町長のマニフェスト、書いてあります。私のマニフェストの実効性や重要性、緊急性も踏まえというふうなことで、そういうことを中心にしながら、令和 2 年度行っていたと思うのです。そういうことからしてですね、でもその中

でも特に、昨年も一昨年もですけども、パークゴルフ場の建設を実行しようとして予算もつけました。強い思いで、町長の強い思い、姿勢が表れた事業だと思います。住民の生活、次代を担う青少年への教育、高齢者の方々、そして交通弱者であると言われていた方々への事業の対策はどのように、一昨年と比較し、どのような工夫をしたのか、検討してどこまで工夫して実施してきたのか、その辺について伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的に今のお尋ねについてはですね、事業の取組における優先順位の考え方ということでございますから、その範疇を超えるというふうに理解いたしますので、もしそういうふうな趣旨であれば、そのような問いかけをしてくださればですね、一定のお答えを申し上げます。先ほど何か同僚議員に対して、総合計画に掲げる5つの基本方針、丁寧にとということでございましたけれども、問いかけがそういうふうな内容になっておりましたので、5つの柱に沿ってお答えを申し上げます。岩佐議員からは、あくまでもこう、事業の取組における優先順位の考え方という基本姿勢でございますので、ましてやここは総括質疑の場でございますので、そういうふうな趣旨で、先ほどしっかりお答えをさせていただいたところでございます。そういう一般的な姿勢を基本にしてですね、お尋ねの施策についても一つ一つ課題解決に向けて取り組んできているというふうなことでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。私の問いかけが悪いというような意味での回答でございましたけれども、やはりきちんとしたものを、同じであれば、同じなりの回答をしていただきたいと思います。町長の優先順位、昨年度はどこまで生かし、そしてこれからの取組に生かしていこうというふうなことから私は質問していたのですが、そういうふうなことも酌み取っていただけなかったということは非常に残念でございます。特にですね、自分の考えの部分については、強調しながら強力に推し進めようとして、令和2年度も事業を展開してきました。今求められているもの、そういうことでコロナの対策をしたり、災害対策をしたりとかという部分も出てきましたけれども、住民の声に耳を傾けて、声を聞いてきた事業は令和2年度にあったのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）余りね、ここで……、という思いもあるのでございますけれども、総合計画策定して、新しい総合計画を策定して、ねっ、何年になるのでしょうか。まだスタートして間もないわけですよ、ええ。まさに町民の声を集約してきた、それが総合計画ですよ、ええ。何を言いたいんだか。いや、確かにね、総合計画の策定、あるいは具体の事業の執行に当たってね、例えば午前中の菊地康彦議員からもありましたように、リンゴ農家とのですね、それをもう少しすり合わせ、そういう部分は確かに、うん、あるかと思います。基本的な部分については、この第6次総合計画に各方面からのご意見を集約して、それに基づいて一つ一つやると。一つ一つやる過程では、前段申し上げましたリンゴ農家対策のように、もう少しきめ細やかさというものを加味しながらという、それは大切にしていかなきゃいけないというふうに思うところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。私はですね、やはり優先順位を決めるのは総合計画であり、いろんな各種事業計画に基づいてやるものだと思います。先ほど私が言ったのは、優先順位を決めるときには、自分のマニフェストにある部分だけの思いだけではなくて、町民に不公平感を与えないような事業展開をすべきだと、今後も継続していくべきだという思いから言わせていただきました。

次に移ります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩いたします。再開は１４時３０分、２時３０分にしたいと思います。

午後２時１８分 休 憩

午後２時３０分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）９番岩佐孝子君の再質問を許します。

９番（岩佐孝子君）はい、議長。２件目の工事の契約についてに入ります。

１点目ですけれども、工事契約において一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法の選択は適切だったかということでの回答はございました。でもですね、工事発注をしたときにですね、応札、平成３０年とは８７．７パーセントで契約、そして令和元年度は８８．３、令和２年度は９２．８、だんだん高止まりになっているのですが、この辺について適切だったのかどうか確認させてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には、適正であるということですが、若干背景的な部分をご説明申し上げればですね、ご案内のとおり、昨年４月からですね、最低制限価格の算定方式を改正したわけでございます。この影響がですね、多分にあるのかなということでございます。これはもう既に公開されている資料の概括的なお話になるわけでございますけれども、国のほうの、いわゆる中央公共工事契約制度運用連絡協議会ですね。こちらのほうでその最低制限価格の見直しに、毎年……、毎年……、毎年ではないのですけれども、ほぼ毎年に近いような形で、いわゆる諸物価等々を踏まえた形で、こういう計算の考え方、あるいはこういう率を参考にしながらというふうなですね、そういう方向性を示されておるわけでございます。だから、どうしても例えばその大きな４つの経費区分の中でも、昨年見直したことによって、直接工事費であるとか、現場管理費であるとか、一般管理費等ですね、この３つの項目での率が引き上げられていますのでね、当然といえますか、ある程度そういうものに連動した形での最低制限価格ということになりますので、そういうのに多分に影響されている部分も相当程度あるというふうに捉えているところでございます。

９番（岩佐孝子君）はい、議長。いろんな事務費なり何なりが引き上げられているから、最低価格もということなのですが、それは事務方として計算をするときには必要ですよ。入札の際には、そこは業者さんが入れるわけですから、札を応札するわけですから、９２パーセント、ましてや１００パーセントから９５パーセントまで、見積りなんかも含めてのところで、４５パーセント、４６パーセント近い応札になっているわけですよ。そういうことからしたら、余りにも高額のなものになっているのではないかなということから、今質問しているのですが、なぜ、分かりましたよ、引き上げられているからというのは分かりましたけれども、なぜ応札というか、入札のときにも９２とか、９８とかまでいっているのか。その辺がちょっと分からないので、確認させていただいているのですけど、言っている意味分らないですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、議員から出た具体的な数字、これは決算の審査意見の７ページに、令和２年度の落札件数、これをご覧になっての４６パーセントとおっしゃいましたです

かね。なっていますけども、これは工事のほかにも……、この⑦についてはですね、上の工事だけではなくて、もろもろのやつを含んだ案件を、落札率で分類してみると、100から95パーセントの範囲内が142件で、割合として約46パーセントになると、こういうお尋ねかというふうに思いますけれども、まあ、どうしても、残念ながら見積り決定なりとなると、1社になったりするとですね、どうしても100に近い落札率になる傾向は否めない状況がございます。私、先ほど申したのは、工事のほうですね。どうしても、まあ、設定範囲が……、うーん、どうしても全体としてのこの設定範囲という考え方が、若干引き上げられていますし、計算式そのものは先ほどご紹介したように、主要な項目で一定の率が上がっていますのでね、そんなことでのご理解いただければと思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど町長から最初に説明があったのは、私も聞いたのは工事です。その後から示したのは見積りとかという部分なのですが、その見積りについてもですね、工事についても、90パーセント以上というのがですね、見積りだと約60パーセントですよ。60パーセントを超えているんですよ。で、その工事なんかも92パーセント、平均、ならしてですからね。それからしたら、余りにもその、幾ら引き上げられたと言ったとしても、どうなのかなという思いがあったので、今確認をさせていただいているのです。その辺の工夫とかはなかったのか。注意して、この辺はというところで検討したものとかはなかったのか、その辺について確認をさせてください。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の最低制限価格について、先ほどお話しありましてとおり、昨年4月から上がったというところはございましたけれども、それに伴いまして、これまで最低制限価格についての事後公表といったものを行っていなかった部分がございますけれども、こちら10月から実施するということによりまして、業者さんのほうでも最低制限価格の、大体の、どの程度なのかというところの認識というところと、あとは算定式についてもどういった算定式なのかというところを、こちらもお知らせしているというところもございましたので、それを踏まえて入札のほうを応札いただくという形での改正を図ったところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。確かに計算式もありますから、それは分かります。それとともにですね、入札になかなか、応札に応じられなかった事業もあったと思われるのです。ありましたよね。何回となく不調に終わったという事業があったと思うのですが、その際、辞退したり、なかなか応札に応じなかったという、その理由とかは何か考えられましたでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。基本的に各業者さんのほうで辞退なりされるということについては、各業者さんでのほうでの事情等ございますので、その辺りは事前に辞退届をいただく場合もございますし、当日辞退という届出もございますが、そういった各業者さんの事情によるものかなと認識しています。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどですね、工事発注担当課においてというふうなことにありました、入札方法の選択についてはということで、実績を踏まえて指名委員会で指名するわけですよ。にもかかわらず、辞退が出たというのは、そこまでは調査不足だったというふうに捉えていいのでしょうか。業者でどうのこうのと今説明があったのですが。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。あくまである工事については辞退されたということはあ

りますけれども、次の工事について辞退されるかどうかというところは、当然のことながら我々のほうでは分かりませんので、そこで前回辞退したからという理由によって、指名なりから外すということになりますと、逆に公平性なり、そういったところが侵される可能性がございますので、そういった観点からこういった取扱いをさせていただけるということでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。辞退されたから、次回はということで指名をしていたというふうな回答に私は聞いたのですが、だからその指名をする前に、指名委員会開催、担当課ではきちっとその状況を把握して指名するわけじゃないですか。指名委員会として、きちっと業者を指名して、そして今度入札と入るのですが、その指名をする際に、きちっと把握、そこまでの過程の中できちっと把握して、そういう作業をしていたのかどうか。その辺は指名委員会の委員長であります方でしょうね。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。今の議員からのご質問の中で、事前の調査という部分でございますが、ある程度その情勢を見ながら進めている中で、工事の受注状況というものがやはり業者のほうで、幾ら工事を抱えているのかというところもやはり、実際今度指名した中で辞退ということも想定されますので、事前のある程度のそういう部分の把握は行った上で、担当課のほうではその工事ごとに指名すべき案件を指名委員会に諮っているとは私は理解しているところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。何かちょっとね、ここの回答に透明性とか、競争性とかというふうになったんですけども、公正性を確保するというのは分かるのですが、透明性が全然見えてこないんです、私からすればね。なので、ちょっとなというふうな思いはあります。そして、町内業者さん、結果を見ますとですね、町内業者のときには余り……、町外の業者の場合は高落札が見受けられるのですが、町内はちょっと低率だなと思うのですね。その辺もやはりきちっと精査すべきではないかなというふうに思います。

ということでがちが明かないので次に行きます。2 点目です。

災害などで、遅延している工事が見受けられますけれども、そういうふうなところで大雨や地震などの災害が発生して、緊急復旧工事対応のために遅れてきたというのは分かります。その遅延施工業者への指名競争に問題はなかったのか。先ほどと同じなのですが、遅れているんですけども、指名されたから行かざるを得ないというふうなところもあったと思うのですが、その辺の工事はどうだったのでしょうか。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。まず、工事が遅れているという状況につきましては、先ほどの回答の中で、いろいろ災害もあって遅れたりするという状況でございまして、ただその遅れがですね、ではほかの工事を受注できるのか、できないのかというのは、またこれは別な問題といいますかですね、先ほど企画課長もご回答したようにですね、実際に今度はこちらのほうから指名して、入札に臨んでいただく中でですね、確認できるものでございますので、一旦はその工事の内容によって、指名すべき業者を私どもでは指名委員会のほうで決定して指名しているということでご理解いただければと思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。遅延してしまっている業者さんなんですけども、その中でもやはり受け取っておけば、自分の仕事が次に回るということで受け取り、着工が遅れてしまっているということも見受けられました。そういうことからしたら、やはりそういうことも考慮しながら、指名委員会なりを開くべきではないかなということで、今後の検討課題だと思います。そういうことをきちっとしながらやっていただきたいなという

ふうに思います。令和２年度で行った反省は、きちんと検討し、そして評価をするべきところはきちっと生かしていただきたいと思います。

今回、資料、いろんなところのこの附属資料とかを見ると、町内業者の指名も非常に多くなっています。これは、業者選定時において、地元業者の育成を図ってのためなのかなというふうに思うのですが、その辺についてはどのように考慮しながら実践してきたか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的な部分は、これまでもですね、こういう関係のお尋ねの中でお答えしてきているとおりでございますが、令和２年度はその９月の低気圧での被害、あるいは今年２月に入ってから福島県沖地震の関係とかで、いわゆるその小規模な、そしてまた被災箇所が多いという傾向がございまして、災害復旧関係は９割以上が地元をお願いせざるを得ない状況がございまして、やはり地元の隅々まで状況を把握されているですね、皆様のお力におすがりをせざるを得ないというふうになりますので、仮に議員ご懸念の通常業務で、地元の業者が一定の業務量を抱えられていても、やはりどうしても地元の請負業者の方以外の方でないと対応できかねるような、技術的な問題とかですね、基本的な問題とか、特殊な要因を除けば、やはり災害復旧はほとんど地元の方にお願いせざるを得ないという状況がございまして。これは多分どこの自治体でも同じような関係だと思いますので、ですからそういうことで確かに工事件数で見ますとね、昨年はトータルで２０９件ぐらいあったわけでございますけれども、災害だけでも７７件もあったわけでございます。そういう前後関係がある中での先ほどのご懸念、ご心配でございますので、ぜひ内容的なものを改めてご認識、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

９番（岩佐孝子君）はい、議長。地元業者に頼んじやいけないというわけではないんですよ。私は、かえって地元の業者さんを育成するためにも、少しずつ小さいものから大きいものへ広げていって、地元ならではの、地元の業者さんだけでできるような体制をつくっていかねば、今回の東日本大震災で大手さんが来て、行きました。仕事はしていただきました。でも、最後に残るのはどこですかと思ったんです。それで、令和２年度には非常に地元の業者さんに、業者が入札していて、落札しているケースが多いなということで、いい傾向だなということで、今後も続けていただきたいと思います。ぜひ点数を上げるためにも、業者さんたちの点数制ですので、少しずつでも上げていただいて、社会貢献もしていただいています。そういうことからして、ぜひ地元業者の育成も図っていただきたいと思います。そういうことからして、昨年度の留意点というふうに聞いた部分もあったのですが、回答もいただけませんでした。

先ほど私が聞いたかったのは、優先順位というのは、償還金、償還していく部分とすり合わせですよね。だんだん大きくなったならば事業もできないじゃないですか。だから、資料を要求したんですけども、それも提出していただけませんでした。示してもいただけませんでしたということで、自主財源が減ってきている中で、貴重な住民の方々の税金です。歳入の増額を図るとともに、工事発注などには乱発などしないで、適切な入札を実施し、落札率をもうちょっと下げて、歳出削減にも努められることを求め、私の総括といたします。以上です。

議 長（岩佐哲也君）９番岩佐孝子君の質疑を終わります。

続きまして、８番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

8 番（遠藤龍之君）議長、8 番遠藤です。ただいま提案されております 2020 年度山元町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各種会計決算認定について、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、また行政効果や経済効果の評価、そして町民の皆さんの税金が公正に使われたか等々、行政執行などについて総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1 件目は、令和 2 年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

1 年間の予算執行を振り返り、次の事業などの取組について、どのように総括、評価し、今後に生かそうとしているのか、お伺いいたします。1 点目は、東部地区農地整備事業の取組についてであります。2 点目、小規模保育事業、待機児童対策等の保育行政についてであります。3 点目は、包括業務委託、会計年度職員での対応、学校給食費の公会計化など、学校給食事業についてお伺いします。4 点目は、財政分析指数に示されている実質収支比率のこの 5 年間の推移と令和 2 年度の実績についてお伺いいたします。5 点目、事業導入や実施などに係る根拠資料や算定資料などの詳細な説明資料の提供についてであります。

2 点目、令和 2 年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。決算剰余金と財政調整基金についてどのように評価し、今後に生かそうとしているか、この 2 点を私の総括質疑といたします。町長の誠意あるご答弁、よろしくお願いをいたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、一般会計歳入歳出決算認定についての 1 点目、東部地区農地整備事業の取組についてですが、山元東部地区は、町の命運をかけた一大事業として、基幹産業である農業を再生するとともに、混在していた農地と非農用地の正常化を目的とし、農地整備事業を導入いたしました。実施に当たっては、事業主体である県を初め、地権者代表や農業関係団体で構成する調整委員会等を中心に、綿密な連携を図り、立ちはだかる様々な課題に対応し、大区画圃場を舞台とした将来を見据えた営農実現に向けて、確実に環境が整いつつあると認識しております。

主に昨年度の対応といたしまして、農地の不具合では、強い津波で思いのほか、農地深く混入している礫礫や宅地跡地等の非農用地を事業区域に含め整備したことに伴う排水フローや地力不足による成育不良といった事案が昨年度末時点で 188 件あったものの、礫礫除去や暗渠排水等の施工を行った結果、これは今年 8 月末になりますけども、この時点で 142 件の補完工事が完了いたしました。県では、残りの 49 件についてもですね、客土材として阿武隈川のしゅんせつ土を活用するなど、引き続き適切な補完工事を実施していくと伺っております。

また、沿岸部の長年の課題であった排水不良の対応に当たっては、牛橋河口一辺倒の排水から、戸花川に向けた排水路の整備や、今年 4 月に供用開始した戸花排水機場の新設による排水系統の再構築等により、浜通り地区を中心とした町全体の排水不良の解消に大きく寄与したところであります。

町といたしましては、引き続き事業完了に向け、事業主体である県とともに、護岸工事の管轄な進捗を図り、持続的な営農が展開できるよう努めてまいります。

次に 2 点目、小規模保育事業、待機児童対策等の保育行政についてですが、本町の児

童数は少子化に伴い、年々減少傾向にあるものの、町の復興に伴って、なりわいの再生が進み、女性の社会進出や核家族化によりここ数年はゼロ歳児から２歳児の保育ニーズが高まりを見せております。このような状況を踏まえ、宮城病院内のつくし保育園において、当初６人を受け入れていただいていた地域枠を、昨年度は８人に、今年度は１１人にそれぞれ拡大していただいたところであります。

さらに、一昨年１０月から開始した幼児教育・保育の無償化に加え、昨年度は町独自の町内私立幼稚園入園祝い金制度を開始し、幼稚園との機能分担と連携を強化しており、幼児教育と保育がそれぞれの機能を十分に発揮できるよう努めてきたところであります。

なお、小規模保育事業についての昨年度中の取組としては、今年度の事業実施に向けた検討や関係機関との調整の段階であり、特に予算執行を伴うものではありませんでした。

次に、４点目、実質収支比率の推移と実績についてですが、昨年度の実質収支比率については、実質収支額が８億３，０００万円余と、前年度と比較して１億２，０００万円余の増額となったこと等の要因に伴い、１９．８パーセントと、前年度比１．８ポイント増となっております。震災以降の実質収支比率については、復興関連事業等の繰越し事業が大きく影響したことにより、実質収支額が増加しており、平成２８年度は６４．３パーセントと高い比率となっておりますが、以後の年度においては復興事業等の収束に伴い、年々減少傾向となっております。その結果、過去５年間の平均値は３０．５パーセントで、特にここ３年間は１８から１９パーセント台で推移しております。

また、一般論として実質収支比率の適正值については、３から５パーセントとされており、震災以前の平成２１年度については合計４パーセントと適正值に近い比率であったことから、今後は復興事業の終息に伴い、徐々にこれに近い比率に収束していくものと考えております。

町といたしましては、引き続き地域財政見通しや各種計画を踏まえながら、的確な見積り等により、適正な予算編成に努めるとともに、各事業の進行管理及び適正な予算執行を行い、健全で持続可能な町政運営に取り組んでまいります。

次に５点目、事業に係る説明資料の提供についてですが、町が地域振興や住民福祉等にかかわる各種事業を円滑かつ適切に展開するに当たっては、事業計画や予算等をご承認いただくことはもとより、進捗状況を適宜ご報告し、議会と共通理解の下、事業を進めることが肝要であると認識しております。このことから、議会全員協議会や各常任委員会の機会を捉え、簡潔かつ分かりやすい資料の作成及び適宜適切な資料提供に努めているところであります。

そのほか、議案へ添付する議案概要書や予算書及び決算書へ添付する附属資料等の補足説明資料を作成するなど、詳細な説明資料の提供に努めており、今後も町が実施する事業内容にご理解を深めていただけるよう、適宜適切な説明資料の提供に努めてまいります。

次に、大綱第２、国民健康保険事業特別会計の決算剰余金と財政調整基金の評価及び今後の活用についてですが、決算剰余金が約１億３００万円の黒字決算となった主な要因としては、保険税収入が税率の改正と収納率の向上により約２億４，６００万円の見込みに対して、約２億６，１００万円と約１，５００万円増加したことが挙げられます。

また、特別調整交付金では、東日本大震災に伴う財政支援が計画で見込んでいた約１，６００万円に対して、約５，４００万円の交付があり、約３，８００万円の増となった

ところであります。加えて、令和元年度からの繰越金が約3,400万円と思いのほか、多かったことによるものであります。

昨年度末の基金残高約2億700万円については、一昨年度の税率改正に伴う計画と比較し、約7,000万円の増となっており、また今年度の9月補正後の基金残高については、約2億1,400万円となる見込みであります。

今後については、医療費の増加傾向を踏まえ、県に納付する国保事業費納付金の負担増分や国の財政支援の状況を注視するとともに、保健事業のさらなる取組や、被保険者の負担軽減を図るなど、国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいります。

私からは以上でございます。

すみません、ここでちょっと先ほどお答えした件数の関係、間違っただけで発言いたしましたので、訂正させていただきますが、東部農地整備事業の中でですね、8月末の時点で142件の補完工事が完了したというふうなことで、県では残りの件数、私46件と申すべきところを49件とお話ししたかと思えます。訂正させていただきます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、教育委員会関係の答弁を、教育長菊池卓郎君、登壇願います。教育長（菊池卓郎君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、一般会計歳入歳出決算認定についての3点目、包括業務委託会計年度職員での対応、学校給食費の公会計化と学校給食事業についてですが、包括業務委託については、学校図書管理やデータ入力、貸出し、図書室の清掃、掲示物作成など、図書室内での業務を行うため、各小中学校に1名ずつ学校図書司書の配置を行い、子供たちが多くの図書に触れることができるよう、機会の創出に努めてまいりました。

会計年度任用職員について、教育総務課では特別支援教育支援員、外国語指導助手、外国語指導補助員、用務員、教員補助員、栄養士、ケアハウス職員、スクールサポートスタッフを任用し、各学校において教職員や教育活動に係る補助的な業務を行いました。

包括業務委託や会計年度任用職員については、これまでの臨時的任用職員の任用形態を改めたものでありますが、移行に当たっては特に支障なく、これまでどおりスムーズに業務が進められており、また雇用される側は待遇面での改善もあり、働く意欲の増進にもつながっているものと考えております。

学校給食費の公会計化については、令和元年7月31日付の文部科学省通知、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についてに基づき、これまで学校が行っていた給食費の会計事務を、町が徴収、管理する形に変え、給食費の一般会計予算への計上や学校給食費口座振替収納管理システムの導入を行ったところであります。公会計化により現金取扱い事故防止や保護者の利便性向上、教職員の負担軽減が図られたものと認識しております。

また学校給食事業については、多様化するアレルギー対応のための給食調理場の改修工事や調理設備の更新、給食調理業務に係る業務委託契約の締結など、今年4月の中学校再編に伴う給食調理場の統合準備を行い、学校再編後も安全・安心な学校給食を提供するための環境整備を実施いたしました。

そのほか、牛乳、主食費等の値上げに伴い、今年度から学校給食費の値上げを行うよう準備を行ってきたところであります。これらの事業の導入、取組については、円滑な教育活動に資するものであり、教職員の負担軽減や働き方改革にもつながる取組として、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 8 番遠藤龍之君の再質問を許します。

8 番（遠藤龍之君） はい。1 点目の、東部地区農地整備事業についてであります。この件についてはこの間もですね、何人かの方が質問し、もろもろのご回答を得ているところがありますので、ほぼ全体像についてはつかめてきているというところですよ。

その中で確認したい点につきましては、令和 2 年度ですね、その前に昨日ですか、耕作未定者とか、まだ未定の農地が云々という回答がありましたが、実際にこの辺の動きがどうなっているのか。一時、100 パーセント完了と聞いたときもあったかのような気もするんだけど、100 パーセント完売というかね、耕作者が決まったと。それは私の記憶違いだと思いますが、実際の土地の移動という状況というのはどうなっているのか、確認します。

町長（齋藤俊夫君） はい。今、議員前段で触れられました一定の利用がというのは、これは多分水田のほうがいち早く、担い手を中心に決まったという、そういう記憶かというふうに思いますが、今耕作者未定については、いわゆる畑地の一定程度担い手、あるいはその他の方々にも利用していただいているわけでございますけれども、それでもなおかつ、残念ながら 20 ヘクタールほどですね、残っているという部分でございます。

8 番（遠藤龍之君） はい、議長。移動の中で、一旦申請して借りるとか、そこで耕作するというふうに決まった人が、もろもろの理由で撤退してということを想定しての今の話だったのですが、そういう入れ代わりというのはあったのか、なかったのか、まずその辺の確認をします。

農業委員会事務局長（伊藤常則君） はい。今のご質問ですけれども、年度間に返した事業者さん、あと新たに借りる事業者さんと、その移動はしております。その移動している結果としまして、現在 20 ヘクタールほど余っているということになっております。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君） はい、議長。今の話だけを聞くと余りあれなんだけど、結構あったのかどうか。結構あったとすれば、どのぐらいの移動率なの。大体正確でなくて、例えば土地で、最大 89 パーセントぐらいまで行ったんだけど、89 パーセントというといつだも、残り 10 ヘクタールまで残ったんだけど、また 20 ヘクタールにとか、その辺の移動について、幅だな。

農業委員会事務局長（伊藤常則君） はい、議長。確かに年度間の中では、大きな移動というのもの中にはあった時期もあります。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君） はい。何で確認したというと、この件についてはここはもう、そして成功させなくちゃならない事業であるという中で、結構その先ほどの不具合についてもですね、まだ残り、まだと言っていいのか、もうこれぐらいに少なくなったんだよというふうに表現していいのかというのは、いろいろあると思うのですが、残された期間があともう半年ですか、となるという時期に、まだこの、逆にまたある。あと、そのさっき言った、何だ、耕作未定の農地とかというのが、まだ存在しているときに、これらの心配は本当に事業年度の中で完結できるのかどうか、これは前にも確認しているところなんだけど、それはもう努力以外ないとは思いますが、さらに心配なのは、その後の管理とか、どこまで町で対応しなくちゃいけないのかと。一旦全部町に戻されると、町の力というのか、の取組の中で一つ一つ解決していかなくちゃならない問題ではないのかというふうに考えたときに、さらなる町の負担というのが今度出てくる。そういう心配からの確

認なのですが、その辺を本当に年度内に完了しなかった場合の対応について、改めて引き続き県にお願いするとか、あるいは受けたいやつはもろもろどういう体制でやるかというような、多分この事業が終われば、東部推進室というの、の整備、その室は多分なくなるのかなといったときに、町の体制はどういう体制で、それを引き継いでやるのかというようなことが、若干心配なもので、不安なもので確認したい。その辺の質問は駄目だと、これは総括だからとか、２年度のあれになっていないということであれば、この件については聞きます。よろしくお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的なことを私からお答えして、その他については担当室長なり局長のほうから補足をさせていただきたいと思います。

まず、今の時点ではですね、県では今年度を目標にこの補完工事、また営農の１００パーセント展開に向けて、それを基本に取り組んでいるわけですがどうしても、残念ながらという部分もございます。ただ、その畑地については、基本的には組合で管理をしてもらうという、そういう仕組みになっておりますので、仮にそういう未耕作については、一義的には組合のほうで管理をお願いしていかざるを得ないというふうに思っております。少しでも耕作未定面積が縮減できるように、今日、午前中の質問、質疑の中でもお話があったようなことなども含めてですね、利用促進、耕作者の決定につなげていきたいというのが基本的な考え方でございます。

それから、事業の完了なり、あるいは終息に向けての体制の関係でございしますが、これは基本的には農地整備ということで、以前は産業振興課という中でやってきました。というのは、農林水産課ですね、こちらと一部農業委員会のほうと機能分担しながらですね、仮に室が廃止されても、そういう体制でこの業務を継承しながら、対応していくことになるというふうに捉えているところでございます。

東部地区基盤整備推進室長（石山紋治君）はい、議長。先ほど遠藤議員から質問等あった件ですが、今残っているものの件数につきましては、例えば水田であれば、刈り取り後の対応ということになりますので、これからと。畑地につきましても、今耕作しているもの、大豆とか、そういったものが作付されておりますので、その刈り取り後に対応するということで、県のほうでは随時順に工事を行って、今年度内に完了させるということでございます。

併せまして、阿武隈川のしゅんせつ土を利用して、客土のほうも今盛んに搬入を行っているのですが、そちらも今年度内に皆完了させるということで、県で工事してもらっているようなところです。以上でございます。

８番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、そういう方向で頑張っていたきたいということをお述べまして、次に２点目、小規模保育事業、待機児童等の保育行政について伺いたいします。

この件につきましてはですね、非常にしらっとした回答、内容になっております。小規模保育事業、待機児童対策等の保育行政についてをお尋ねしているわけですが、なお小規模保育事業についての昨年度中の取組としては、今年度の事業実施に向けた検討や関係機関との調整の段階であり、特に予算執行を伴うものではありませんでしたという、非常に簡単な、今深刻な問題であるということを確認しているつもりなのですが、こういったさらっとした回答をされました。

そういう回答だったので、特に何もしなかったということ、答えなんですね、この表

現ではですよ。本当ですかということで確認していくわけですが、昨年度の、そうすると何も予算執行はしなかったということなのですが、予算執行はどういう内容のものを言うんですか。人件費等々ね、働いている、そういったものも予算につながるのではありませんか。こんなことと言っては駄目だね、こんなことではなくて、これはもう行政の常識だと思うのですが、それを置いといてと言うと、また町長から言われるようなことがあるんだけど、その前に子ども・子育て会議というのがありました、去年。あと、その前に、まず最初のスタートとして、待機児童対策あるいは小規模事業の取組については、令和2年度4月からスタートしているという事実があります。事実というか、この間総務民生常任委員会とか、そういった調査の中で確認されたことなのですが、取組はやっているんですよ、令和2年度。そして、多分その取組の中で、子ども・子育て会議という、小規模事業について取り上げています。その内容について、取りあえず確認する。これは令和2年度の活動ですからね。

町 長（齋藤俊夫君）えっとですね、まあ、経緯、経過的なお尋ねがございましたが、ちょっとここですね、議長、反問権というのもちょっと語弊があるのでございますけども、ちょっと事実確認を含めてお願いをいたします。

議 長（岩佐哲也君）はい、分かりました。では、反問権行使ということで述べてください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この議論をですね、ちょっと基本を確認しながらという思いで、ちょっと問題提起をさせていただきたいというふうに思います。

6月の第2回定例会で小規模保育に関して、遠藤議員のほうから、議会の品位保持を本旨とする地方自治法に抵触する発言が議事録で確認されております。内容的にはですね、小規模保育事業に関する事実誤認に基づく発言があるという点でございます。議員は、小規模保育事業の事業主体は町であると主張されておったわけでございますけども、もとよりといいますか、基本的にといいますか、町は保育行政全体の推進主体、推進主体、ねっ、全般の推進主体、かつ子育て支援計画の策定主体ですよ。で、多様な保育施策がある中で、事業主体として町もこの保育所整備を進めてきたという、これは事実でございます。しかし、このたびのですね、小規模保育事業に関しては、あくまでも民間事業者が主体事業として、国、町の支援制度を活用し、実施するものでございます。そういうことで、町は事業の認可あるいは調整を行う立場にありまして、決して議員おっしゃるような事業主体ではない。そういう旨を説明しているわけでございます。これは議事録で確認していただければ分かるわけでございますけど。にもかかわらずですね、議員はこれらの説明は一切受け入れませんで、一方的に事実と異なる認識に基づき、次のような発言もされております。そんなことも分からないで行政をやっているのですかと、ねっ、などと、著しく無礼な発言をされているというようなことでございます。

まあ、そういうことでですね、こういう発言というのはやっぱり答弁、説明といいますか、その内容を理解しようとしてですね、事実誤認に基づく町内外に誤解を与えかねない一方的な発言でございます。もう既にそういう発言を捉えて、遠藤さんが所属される党の支部のほうでは、各家庭にチラシも配布されておりますね。ですから、やはり町政執行に対する町民の負託を受ける私に対する無礼な発言というのは、まさに不穏当な発言というふうに言わざるを得ませんので、まずこの辺のですね、共通認識、ねっ、これをしっかりした中で議論を深めてまいりたいというふうに、改めてお願いをするものでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。また同じ議論をしなくちゃいけないのかと、本当にかっかりします。

事実誤認。これ、児童福祉法、町に設置責任はございますよ。児童福祉法ですか。これは国会でも議論されています。今日ちょっとその資料を持ってこなかったけども、事実です、これ。これ、事実を確認するまでやめますか、これ。議論それ以上進まないから。もう少し休会して、私もうちに帰ってその資料、あるいは確認するところに確認して、逆に言うと無礼な、今のは私に対する質問ですよ。こういうときに後ろにいる人に確認するとうまくないから、それはやめます。児童福祉法第2条とか、ちょっと今日は持ってこなかったな。設置責任はね、町にあるんですよ。そして、町が頼みます、民間業者にね。頼んでも、執行する、保育行政を、事業責任は町にあるんです。駄目だな、議長、これは。ちょっとそこの事実のところを確認されないうち、この議論は多分ね、空想の中でね、これはちゃんと専門家に確認していただいて、そして前に進める以上、ないです。だって、理解が共通の理解になっていないんだから。これはね、国会ともに、その件については、子ども・子育て支援法が改正されるときに大きな問題になっています。国会でもね。そして、そのことについては、やっぱり心配していたのは、それを国は自分の責任を外すための内容になっていたんです。でも、それはいろんな各種団体の方々とか、国会の中で、それは違うだろうということで議論し合って、そしてちゃんと国会の答弁もいただいている、これはあくまでも行政に責任があると、そううたっているのね。という結論もいただいているのです。いただいているというか、そういうことになっているんです。表現が若干変わったこともあります。それも事実。しかしながら、中身については、今までと、措置事業と変わらないということが国会で確認されている事実なんです。それに基づいて私は展開しているわけですが、だから逆に言うと、そういうこと、表現がなかなか気をつけると、あらゆるところでやっているんだけど、どういうふうに表現すればいいのかなというのは、ちょっと語彙力のない私からするとね、うーん、どうなのかなという部分があるんです。ですがね、言っていることについては、私は全くの大反論をします。まさに事実と違いますということだけは伝えておきます。

でね、ただもう多分理解の違う人だからね、この議論で事実に基づいてやらないとね、これはもう前に進まないということを訴えて私は座ります。

議長（岩佐哲也君）ちょっと待ってください。この件は両者に確認というか、視点の違い、意見の違いがある。遠藤議員は保育所事業、保育事業は行政が主体となってやるべきだろう、やるべきだということの原則論でした。町長は、今回の小規模保育は町でやっているのだが、委託をして、業者に委託をして、それで内装工事なんかを進めて、その部分を業者に委託している、その辺の説明がよく正確にされていないから、どうも基本的な部分と個々の部分との、全体は遠藤さんの言うとおり。今回のつばめの杜の保育所は、委託して、あそこの工事とかなんかやって開設するのは事業者だと、民間だという意味で、民間だということなので、その辺の食い違いが基本的にあるのではなからうか。そこで食い違いがある。これはこの場ではなくて、よくその辺を具体的に説明をきちんと、基本姿勢がどうかだけを確認をして、その上での個々の説明をしていただくと。

町長（齋藤俊夫君）はい。まずですね、議員がおっしゃる保育行政の措置というのはですね、これは確かに国会で議論されておりますけども、現段階の国の見解、方針というのは、措置ということではございませんので、まず、ねっ、これ1件、ねっ。

私申し上げているのは、言葉じゃなくてね、だから保育行政、ねっ、全般の推進主体、

ねっ、かつ、この支援計画の策定主体だと、ねっ、うん。そういう基本的な部分は自治体としての位置づけ、立場ですよ。ねっ。しかし、具体的にそういうものを具現化するためには、受け皿整備としての保育所であったり、家庭内保育と称される今回の小規模保育であったり、宮城病院さんにやってもらっているつくし園、ねっ、うん。こういうものは、町も例えば今つばめの杜やっているように、町も事業主体になりますけども、民間にもやってもらえる事業なんですよ、ねっ。だから、そういうことであって、小規模に置き換えれば、小規模事業の事業は制度を活用して、民間が事業主体になっているんですよ。そこのところをはき違えないようお願いをしたいと、ねっ。そういうことでないと、何かね、いろいろ進行管理がどうのこうのという話にもなりかねませんし、うん、ちゃんとそういうことはしっかりあれしていただいて、国会での議論の中でどういう方がどういう立場でお話ししたかというのも、それも一定程度私も確認をしております。しかし、国の今の基本スタンスは措置ではございませんのでね、そういうことで全体的な総括的な部分は、これは町も当然対応するということになりますけれども、個々の事業については、ねっ、それぞれの事業主体があって、その中でやってもらっているんだという、ここの事実確認をしっかりと共有した上で、次の展開をしていきませんと、大変無礼な発言にもつながってしまうということでございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 1時間経過しましたので、ここで暫時休憩とします。再開は15時45分、遠藤議員の質疑から再開したいと思います。

午後3時33分 休 憩

午後3時45分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）その前に、私が先ほどこちっと工事の委託という部分で誤解を招くような発言があったかと思いますが、ちょっと補足だけ。工事の委託と申し上げたのは、私の中では指定管理にあれしたいろはさんが工事をするという意味で、町が工事を委託するのではなくて、いろはさんが工事会社へ委託という意味でございますので、誤解のないようにだけ、詳しくはちょっと説明しませんでしたけれども、そのところ、よろしく願います。

では、8番遠藤龍之君の再質問を許します。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。残念ながら、この件についての理解は、少なくとも今のところ、共通の理解になっていない。これ、いずれ確認するところの確認して、公式の場で確認したいと思います。あくまでも保育行政というのは町の責任でやる事業なんです。民間事業者がやるべき事業ではないんですということを強調して、次に移ります。

引き続き小規模事業の取組、遅れていると断言できる。これは確実に遅れています。6月開所が9月開所。そして、今回のあれで10月に入るかも分らないと。その要因は何かということなのですが、そもそも私が要因として考えられることとしてあるものは、まずはこれを補助事業にしまったということですね。補助事業にしたことによって、何か笑っているようだけれども、まあ、いいです。一つ一つ確認していくからね。手続から、目的外仕様、災害公営住宅のですね、誰が手続取りましたか。

町 長（齋藤俊夫君）まず、一つ一つ……、「質問に答えてください」の声あり）いや、事実誤認がございますので、先ほど6月とおっしゃいましたが、予算要求なり、予算編成なりですね、当初予算の説明の中では7月を目途にというふうな言い方をしてきました。6月ということはございません。はい。ねっ。まず、そういう、ねっ。いや、分かりたくないんでないんですよ。事業主体だか、何なんだかを全然あれしないで、だから今の質問だってそうでしょう、これ、町でやればいいんだって、何でそういうふうな決めつけになるんですかって。うんっ。ねえ。町というのは、だから……、保育行政全般の推進主体だよ、ねっ。あるいは、計画の策定主体、ねえ。ほんで、いろんな受け皿を、ねっ、用意する、その一つの事業主体には確かになり得ますよ。なり得るけども、何でその民間でやりたいというところを、あるときに、町がやればいいという、そういうお話になるんでしょうか。ねっ。うん。少なくとも、これは、ねっ、民間が……。

議 長（岩佐哲也君）町長、質問に答える方向で、目的外……。

町 長（齋藤俊夫君）私がやりたいというふうなことで、民間が事業主体となつての話でございますので、我々としてはそういう意向を一定程度確認をした上で、予算編成といいますか、ねっ、事業認可ということに当たってきているということでございます。ええ。その過程で必要な町としての関わり、支援をしながら、ねっ、できるだけ当初予定されている……。

議 長（岩佐哲也君）町長、待ってください。あの、7月と当初言っていたのが9月になるとか、それで今度の町長の説明の中では9月末、もしくは10月初めになるかもしれないという、この遅れた原因は目的外という補助事業との絡みがあるのではないかという質問です。その辺がどうなのかという、それが原因で、遅れ、遅れになってきているのではないかという質問だったと思います。それに対して回答をお願いします。公営住宅の目的外事業との、条例改正も含めて、そういう意味の関係で遅れているのではないだろうかという心配をしての質問、質疑なんです。ですよ。

町 長（齋藤俊夫君）いや、はい。あの、それは議長、今整理していただいたことは十分理解します。ただ、前段です、ね、ちょっとの発言があったものですから、そういう事実認識では困るなというふうな思いで、今前段、あえて触れさせていただきました。はい。

えー……、目的外そのものについてはですね、あの……、我が町でこの震災後の公営住宅を多数抱えるという中で、あるいはその世代交代も、入居者の世代交代も進むという中で、有効活用を図りたいと、図らなくちゃいけないというふうな思いで、その一環として、この目的外、できないものだろうかというふうな、そういう問いかけをですね、復興局の局長に相談に乗ってもらったり、あるいは部局のほうで所管する地方整備局のほうに相談してもらったり、確認してもらったりというふうなことで、必要な説明資料なり、あるいは説明の機会を経ながら、そしてまた最終的にはしっかりそれを確認しながらですね、具体のものを目的外使用、公営住宅の新たな利活用に向けて取り組んできている、そういう大まかな流れでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。その手続を誰がしたんですかということも聞いたのですが。

町 長（齋藤俊夫君）誰がというと、あれですよ、基本的には町が管理している住宅でございますので、そういうものを住宅以外の利用、よろしいでしょうかということで、町が当然……、うーん、あの……、住宅政策を担当している国土交通省、地方整備局、ねっ、東北地方整備局のほうに、うん、確認をしてというふうなことでございますよ。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。町がやったんですね。ねっ。町がやったんだね、はい、分かりました。で、いつ、着手しましたか。

議長（岩佐哲也君）着手の時期だそうです。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。えっとですね、申請の時期につきましてはですね、まず6月24日に小規模保育の運営事業者が決定いたしまして、その中であと資料等の確認を7月7日に県住宅課のほうに資料の確認をしております。その後、資料のやりとりを行って、7月30日に許可をいただいているところでございます。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。この7月7日に着手というのは、遅いのではないですか。これは町長ですね。

町長（齋藤俊夫君）ですから、これも先ほど触れましたように、ねっ、これは民間事業者のほうでぜひやりたいというふうなことでございましたので、それに向けて、必要な予算措置をして、一定の確認、手続をしながら、うん、民間事業者のほうの努力の中で対応してきてもらっている。その過程において必要な支援をしてきているということでございますよ、はい。うん。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。そこで、確認するんですが、遅いという、私なんか、なぜ遅いのか。取り組み始めたのは令和2年の4月スタートですからね。そして、その後子ども・子育て会議で小規模事業について検討しているんです。そして、先ほど何で通ってしまったのか、通って……、まあ、いい。その子ども・子育て会議の中で、小規模事業について取り上げた、あるいは検討した、協議した内容についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。細部は担当課長のほうから申し上げますけども、まあ、基本的にはですね、そういう経緯経過もございますけども、いわゆるこの子育て支援計画の中では、令和4年度の供用開始、スタートに向けて、こういう事業に取り組もうという大きな位置づけを掲げて取り組んできておりますので、確かにね、先ほど来から繰り返しになりますけども、当初の段階での見込みは7月というふうな見通しを申し上げましたけども、民間事業者のほうでいろいろ取り組まれる中で、なかなか予定どおりに進んでいなかった部分も多少あるし、町のほうでもまあ、先ほどの事務手続、うん、これも、うん、多少遅れ気味になっていた部分もあるということで、当初のスタートの見込みをですね、変更せざるを得ない、そういう状況があるということでございます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。令和2年度に行った検討の中での子ども・子育て会議での状況、説明状況ですけども、令和2年の12月16日に開催してございます。この際に、小規模保育事業の説明を申し上げて、委員のほうからはですね、小規模保育の施設はですね、早期実施の観点からも、新築ではなくて既存の建物を利用するなどの整備期間の短縮が必要なのではないですかとかというような意見をいただいたところでございます。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。検討を始めたのが、4月と、スタートして、今12月。12月まで何をしていたか。その前に、多分一般質問か何かで、9月議会かな、待機児童の話について一般質問しているのですね。その時点で5人だか6人ね、その対策をどうするんだというようなことがありました。あと、12月議会もやったのかな、そういうことをね。それで、当初にね、対応するというような答えもありました。ということで、動いたのではないのかなというふうに私は受け止めている。もし本当に待機、そしてしかもですよ、年度当初、新年度当初、また新たに6人とか、5人とかね、待機児童を生み

出しているんですよ。多分、もう12月の時点でその待機者が生まれるというのは、想定できていたのではないか。9月時点でももう5人、6人いたんですから、そしてそういうことの対策の一つとして、小規模事業の施設を建てよう。これはいいことなんです。しかし、それは間に合わなくちゃ駄目なんです。今現在でも待機児童がいるんですからね。民間事業がやるから仕方ないんだの、何を言っているんですかというふうにする人もいるわけです、町民の中にはね。そういうね、現実を見て、取り組んでいきましょう、町長。子供みたいでないね、ねっ。という中で、何で町が、町長が、この対策が遅れているのか。やっぱり考え方にね、そもそももう、考え方がちょっと我々と違うのかなということがうかがえます。

町長は、令和2年度の当初方針でねえ、町長提案説明の中で、これ何回か取り上げているんですけども、令和2年度の年度当初の3月議会で何を言っているか。現時点では、2月ですからね、2月の3月議会で、現時点では子供の数の推計及び町内の保育所、幼稚園の定員等から、定員はつまるところは150人ですからね、定員等から既存の保育所、幼稚園での受入れで対応することが可能であると見込まれることから、保育所は設置せず、受入れ可能と明言しているんです。断言しているんです。しかし、同時期にその翌月、4月には小規模保育施設の取組、スタートしているんです。検討し始めているんです。この辺の、私は矛盾と、あるいは整合のない話だなと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。これ、町長が言った言葉ですからね。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに議員ご指摘の、この令和2年3月の、第1回議会定例会の説明要旨、私も手元にたまたま持ち合わせております。そういうくだりはございますけれども、やはりその時々町の子供の推計ですね、こういうものを基本にやっておりますので、それに加えて、この提案理由の今議員ご紹介の6ページの上のほうにも書いてあるようにですね、坂元地区の保育所建設問題については、子育て世代が求める多様な保育ニーズ、2つ目は幼児教育・保育の無償化の動向ですね、3つ目として、国の健康推計町の人口動態、3つの観点から保育所建設の可能性を、これは先ほどの保育所の部分でございまして、基本的にはそういう幼保の無償化とかですね、人口推計とか、人口動態とか、いろんな動きを、ねっ、ベースにしながらやっているわけですよ、ねっ。だから、以前もお話ししましたように、確かにここ二、三年は利用者が一定程度増える傾向があるんですけども、ただ数年先にはそれが推計の中では落ち着くような、そういう傾向にもなるということでございまして、そういう状況を見据えて、可能なところから一つ一つ対応してきているわけですね。先ほど1点目、お答えしたように、宮城病院のつくし保育園、当初6名、昨年は8人、今年度は11人ですね。あとは、幼保、幼稚園との機能分担での支援制度なり、あるいはこの問題と直接ではないかもしれませんが坂元からの送迎ステーションの機能とかですね、いろんな、少しずつ施策を一つ一つやってくるわけですよ。全部を一気に同時並行でというわけにはなかなかいかないのが現実でございまして。少なくとも予定しているタイミング、時期よりは少し遅れ気味だということは、大変これは私としても残念だし、申し訳ないという気持ちは、それはございまして。可能な限りですね、事業者と連携しながら、一日も早いオープンにこぎ着けたいなと、そういう思いでいっぱいだというふうなところでございまして。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。もうこの議論もね、本当はもうやり尽くしてね、もうそれは認めていただいて、前に進むという姿勢を取ってほしいというふう思うわけですが、今

の答弁で、まだまだ、またこの逆戻りといいますか、この時期に、この時期に、町長、待機児童いたんですよ、ねっ。課長さん。この時期にいなかったんだっけか、ゼロだな。そして、9月に生まれてきたというかね、です。もう、しかしながら、それはね、多分事務方からすれば想定できるね、0歳児だからね、ということだと思うのです。

そして何よりも、だから、だから、だからというか、ですから、令和2年度の4月から小規模保育の事業の取組については検討を始めたというのが、事務方の動きなんですよ。だから、この辺に矛盾は感じられないかという素直な質問に対して、今のような答弁だったということで、私はなるほど、これではやっぱり待機児童対策というのはままならないなというふうに思いました。残念ながら。ということで、あとね……、まあ、いいか。

あと、ちょっとこれは事務的な話、今後の進め方の確認ということにもなるかと思うのですが、なぜこの事業を民間に依頼して、あれするのはね、それは手法ですから。これをなぜ補助事業というか、これを公設民営というかね、このスタイル、手法というのはどうなっているの。予算書では補助というかね、業者に補助を出すことになっているよね。そうすると、確かに業者がやなくてねんども、それでさっきの申請手続どうだったのというのを確認したんだけど、その部分については町がやったということで、本当にこれはどうやったか分からないんですけども、全て業者があそこの改修から何から、業者がやらなくちゃいけないということですよね、補助、助成金を出しているんですから。そうすると、我々もあの、いろいろその後どういう事業者がやるのか、常任委員会で確認しました。業者をどうのこうのでないですからね。その常任委員会でも確認したんですけども、経営に携わった人も入っているのかとどうかというもろもろの確認して、した中で、大丈夫ですかということも確認しました。これはもう当然、ですからそういうふうに行行政ももっと当然後ろ盾というかね、一緒につけてさっきから盛んに言っているわけですけども、一緒にやってきたんだと思います。しかしながら、そういう、私から見れば、不自然な形での取組方によってということも、その手法のことも、その遅れの要因をつくってきたのかなというふうに思っているところです。まあ、この件については多分にここでの議論にはならない、残念ながら。この部分については、制度的なこともあります。あと、事実を確認しなくちゃならないこともあります。ということで、特別委員会で対応、取り組んでいきたい。あと、その結果をもって、町長にですね、最終の日にまた確認をしたいなというふうに思うところであります。

そこで、次に学校についてなんですけども、これもいろいろ、これね、数字がちょっと、違う……、違う、いいんです。ここについては、学校給食の公会計化について、ちょっと確認したい、今後のためにね。この一般会計の令和2年度、措置するときの考え方というのかや、はっきり言うと、学校給食費を歳入として、あと出は消耗品ということでの構成というか、つくり方なんだけども、それでこの対応できるのかという素朴な疑問です、取りあえずね。

教 育 長（菊池卓郎君）はい。具体的なことですので、教育総務課長に答弁させます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねでございますけども、令和2年度につきましては、学校が給食費の徴収主体となっておりまして、それを歳入に入れて、町では歳出予算として食材費を歳出しておりました。そうした中で、会計だけ見れば、公会計化されたようには見えるのですけども、本当の公会計化の意味というのは町が徴収

の主体となることが公会計化であります。年度の途中ではありましたが、12月に町で公会計化をするに当たって、システムの予算をいただいて、お認めいただいて、2年度中に町が給食費を徴収できるように体制を整えまして、令和3年度からは学校は給食費を徴収しない、町が主体となって給食費を徴収するような、本当の公会計化に改めたところでございます。これまでも学校では徴収に当たって、保護者に金融機関で手続きを取ってもらったり、また未納があった場合は教職員を通じて徴収したりなど、年度末では未納はなかったところでございますけれども、遅れた場合ですとか、教職員の負担となっていたところではありますが、令和3年度からはそういった事務についても全て町が主体となって、公会計化を進めていくものでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。学校給食、その出と入り、入りと出か、の関係で見たときに、多分俺の数字は当たっていると思うんだけど、実績ね、実績でこの入りが少なくて、出のほうが大きいよな。その辺の対応というのはどいなくしたのというか、あとこれは滞納分なのとかね、あるいは滞納の結果こうなのとかね、あと今は未納はないって、本当に徴収率も聞くかと思って、その併せてお尋ねします。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。まず学校のほうでは、食材の保存というものを行っております。各、毎回の食事について、2食ずつ各学校で保存をしております。何らかの食中毒とかあった際には、そちらを活用するために、各校で保存しているのが一つと、あとはですね、あと昨年度ですと、コロナの関係で給食等がストップできなかった場合、それまで食材費が納品された場合は、保護者からいただいていたところなんですけれども、公会計化になったということで、保護者の責任にならない部分、そういう部分で食材等が納入されてしまった場合は、町が負担するということで、その辺も改めたところございました。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あのね、この件については十分な説明がなかったです。その辺をちょっと求めておきたい。

そして、その後の途中の今の変化ね、あと3年度になってきて、何て言うんだ、構成というのか、システムか、システムですか、あの中身も相当変わっているな、1億でねえ、んだな、というのは、入りと出が、今までは学校給食費だけで構成していたんだけど、今度は違うんだ、そこさいろいろんな、そういう説明もさっぱり分からないということだけ伝えて、これはあと特別委員会ね、やっぱり言いたいことは、やっぱり大変革なんだから、やっぱりこの辺は理解できるような説明は、ぜひ先ほど言った、出て行く資料の提供等々もね、つながる話なんだけど、その際に、それは特別委員会で細々としたのは聞きたいとは思っているということでもいいわ、はい。時間もいったからね。

次に、財政、実質収支ね。これは本当に聞くなというかね、ほとんど共通の理解の中での答えであったということで、これはやっぱり今後通常に戻ったときに、これは余りもうけ過ぎても駄目な数字だから、3から5パーセントというふうにな、やっぱり確かな予算設定というか、措置を進める意味で、財政の運営、健全化、ちょっと言葉忘れた……。やっぱりそれを守るようなね、それでないと、余り過ぎると、何でこんな余ったの、最初から使い方の財源ね、そのぐらい財源あったんだったらば、当初でもっと別なところに使えるんでないかというようなことにもつながる話でありますので、この辺は考え方としては、今のところほぼ共通です。これ、今後ね、お互い見ていきながら、こ

の取組については、いい、健康的な状況の中で取り組まれるよう、私も監視していくということで終わります、これはね。

あと、5点目ね、これまた、5点目は何だ。事業導入や実施等、先ほど来出ている資料提供ですね。資料提供についての答弁は非常に優等生です。全て出す。ここ、当たり前の話なんですけどね。この答え読みますよ。回答を素直に受け止めれば、必要な資料は全て……、あの、首振っていた人いるから、私改めて確認させていただきます。事業に係る説明資料の提供についてですが、町が地域振興や住民福祉等に関わる各種事業を円滑、かつ適切に展開するに当たっては、事業計画や予算等をご承認いただくことはもとより、進捗状況を適宜ご報告し、議会と共通理解の下、事業を進めることが肝要であると、行政側は、執行部側は認識している。当然ですね。そして、このことから、議会全員協議会や各常任委員会の機会を捉え、簡潔かつ分かりやすい資料の作成、及び適宜適切な資料提供に努めているところです。資料提供に努めているんですからね、今現在。そのほか、議案へ添付する議案概要書や予算書及び決算書へ添付する附属資料等の補足説明資料を作成するなど、詳細な説明資料の提供に努めて、詳細な説明資料の提供に努めているんです。今後も町が実施する、今後もですよ、これから、町が実施する事業内容にご理解を深めていただくよう、適宜適切な説明資料の提供に努めてまいりますというのが、私のこの質問に対しての町のご回答です。まあ、これ今言った、具体的な話をしますと、先ほどの資料提供というのは、この今の説明からすれば、先ほどの町としては提供できない資料だということだと思っておりますが、町としてこうっておきながら、町として提供できない資料という規定、定義、こういうものは提供できませんという決まりはありますか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいまのお尋ねにつきましてはですね、先ほど岩佐孝子議員でも地方債に関係する資料の取扱いでお答えしたとおりでございます、基礎自治体としてはですね、これは国の一定の関係法令から来る1つの組織なり、あるいはその程度のものを出して説明というふうな、1つの大きな決まりが、うん、あるというふうに理解しておりますのでね、本町限らず、どこの自治体においても基本的にはその範囲内でご説明、ご理解をいただくというのが基本になろうかなと思います。

ただし、その案件によっては、もう少し要領の得たものというふうな場面もありますので、町としては先ほどお答えしたように、基本的にはこういう対応をしてくているというところは多々ありますので、それをご紹介をさせていただいたということでございます。ぜひ各議員もなりですね、それぞれ手挙げされて、組合議会等にも一議員として参画しているわけでございますし、あるいはいろんな常任委員会の調査等々でも、他の自治体でどういうふうなところまでですね、対応されているのかというのをご確認ください。

私としては、町としては、震災の中で大変ボリュームのある予算、ねっ、あるいはあの、これまで経験したことのないもの、ねっ、そういうものがありましたので、そういうものをぜひ……。（「全然答弁になってないですよ、議長、ちゃんと聞いてくださいよ」の声あり）

議 長（岩佐哲也君）町長、簡潔にお答え願います。

町 長（齋藤俊夫君）分からない人にちゃんと順々と説明しているんですよ、私は、ねっ。（「説明じゃない」の声あり）私が説明している番でございますので、お聞き取りください。お

聞き取りください。

議長（岩佐哲也君）ちょっと静粛に願います。

町長（齋藤俊夫君）お聞き取りください。（「回答になっていません」「回答してください」の声あり）いや、余り分からないのにさ、議運なんて、委員、メンバーだべ、大体……。ねっ、今回答中でございますね、ねっ。そういうことで、ええ、必要なものはしっかりと、あの、附属資料、補足資料を用いて対応してきております。はい。ぜひ周辺の市町村を含めて、参考までに確認していただければ、私どもの対応がどういうレベルなのか確認いただけるというふうに私は思います。はい。私のほうでも努力する分は努力はいたしますということが前提でございます。はい。

議長（岩佐哲也君）町長、提出できない、資料とか提出できない判断基準は何か、どこにあるのかという質問だったと思うのですが、それを端的に。町長は考え方を申し述べたと思うのですが、それを端的に一言で言うということなのか、再度説明願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはですね、予算書はどういう形で、ねっ、調製すべきというですね、そういう大きなところから始まるんですよ、款、項、目、節ですね、そうでしょう、まずは、基本は。いやいやいや、そういう基本をちゃんとわきまえてください、ねっ。基本をわきまえないでいろいろされると困るんですよ、ねっ。うん。だから、そういう中で、あとは先ほど来申しているように、なかなか、それだけではという部分がございますので、その事業の内容によってはね、もう少し資料を整えてご説明を申し上げるという、そういう繰り返しでございます。ですから、そういう中で、まあ、議会としての、まあ、いわば大局的なですね、大所高所のご理解、ご判断、ご指導を頂戴できればありがたいというふうに思っております。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。重要な部分は全く答えていません。あの、世の中では、外を見る、外はどうだっていい、まあ、ここでの話だからね。とにかくそういうルールがあるんだったら、ルールを示してください。そして、そのルールに基づいて町が決めているんだったら、その町の規定も示してくださいということを重ねて言いたい。しかし、こういう質問をしても、今のような分けの分からないという表現は駄目なんだね。ちょっと私には伝わってこない回答になっていきますということを強く訴えたい。

世の中では、行政文書、公文書、多分そういうのも公文書に当たると思うのですが、これはね、原則公開です。世の中ではですね。そして、行政文書ってどういうものなのという国の規定では、国の規定というか、これは何だ、何とか法なんだね。1つは、行政機関の職員が職務上作成、取得したもの、これは行政文書、公文書です。2点目は、組織的に用いるもの、組織的に用いるものというのは、多分もろもろの会議での資料等々を言うと思うのです。これも公文書、行政文書、町長ね。それから、そのそれぞれの機関が所有しているもの、保有しているもの、この3つを満たすもの、世の中では、普通の世界ではね。行政文書をそう言っているんです。

これまでですね、事実だけを伝えて終わります。そういう資料をよこさないときも、拒否したときも何回かあります。1つは、去年の11月……。いつだったかの議会だか忘れたけども、駐車場のね、庁内駐車場の整備の事業のときの資料、最後まであるのにもかかわらず、最後まで出そうとしませんでした。それは、でも会議等々の事情を皆さん知っていると思うから、あえてここで何回も言わないけども、まずそういう一件がございました。それからですね、最終的にそれは渡されました。そして、議長もね、今後

そういうことのないように必要な資料は出してくださいと、そこでも確認されています。

それからね、一例として述べれば、最近の住宅、今度提案されるやつね。それを、議論の中で資料提供、確認もしながら求めてきました。それも内部文書ということ、俺課長を責めているんじゃないからね、事実を言っているんだからね。内部文書ということで提供されない、いただけていないという事実もございます。皆さん、こういう議会では駄目ですよ。十分な議論ができない。必要な資料はちゃんと提出して、正々堂々の議論の中でよりよい結果を求めていく、これが私たちの果たす役割、行政の皆さんも多分そう思っているかと思います。このことも強く求めておきます。多分いろいろね、また言い訳的な話にもつながるかと思うので、この辺は要求、要望と、今後に生かせと、こういう体験を通してね、ぜひ必要な資料は即刻我々も、そして健康的な、生産的な議論を進めていく。よりよい結果をつくっていくということを強く求めておきます。

次に、国保会計についてです。これね、ちょっとね、数字いろいろ、せっかくね、努力は認めます。認めますって、うまくねえな。私のほうが上のような感じ。非常にね、資料として数字まで挙げていただいたんだけど、ちょっとこの捉え方が私とはちょっと違うなということで、その確認でね、一つは、残念とは言えないけども、令和2年度、税率改正して引き上げたんだよね。引き上げた影響がどのようにうまくいっているのかということを実はここで確認できれば、それで終わりなんだけども、ただこの回答を見るとね、どうもそうもなっていないから、改めて確認するんですが、先ほどの答弁の中で、収納率向上に約2億4,600万円の見込みに対して、2億6,100万円上がったと。これはこれでね、いいことなんだけども、しかしこの2億6,400万円というのが比較の対象ではない。対象は、令和元年度の2億1,000万円。令和2年度に引き上げて2億4,000万円になったんだよね、ということなんだよね。ということは、まずちょっと5,000万円以上の増収になっているのね。ところが、偶然かどうか分からないけど、結果として1億円利益を上げている、国保はね。その結果、半分の5,200万円をまた貯金に戻すと。それで、貯金に戻すことによって、さらに貯金は増えたと。5,000万円って、引上げ額が多分5,000万円ぐらいだと思うんだけど、財源5,000万円。というふうに考えたときに、あの……、その前にこのことを言わないで、そういうふうに私は理解しているんだけど、その辺で、直接これは課長さんでいいんだけど、確認だけでいいです。と思っているんだけど、そういう見方は正解か、正解でないか、確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議員からご質問ありました令和元年度と令和2年度の保険料の差ということになりますと、議員おっしゃったとおりですね、令和元年度でいけば2億1,400万円、あと令和2年度でいけば2億6,100万円ということで、約4,700万円の増という形になります。これは税率改正等のことがあって、増えてきたというところと、あと収納率がアップしたということになります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、その結果、1億円の利益を生んだ、だよね。1億円だから、1億円そのまま持っているとかいつだからということで、その半分5,200万円を基金に投入した。それで、その基金に投入した結果が、あなたの町のあれでは、結果、今現時点で基金は2億1,000万円。これ、現時点でという意味だよね、これね、現時点でね。ですよ。そして、あと今後これがどう使われるかということなんだけども、あのね、その前に税率引上げするときの計画ではね、令和2年度、もう残額2,0

00万円しかないんです、基金残高ね。その2,000万円、まあ令和3年度でいいや。令和3年度でももう残額は2,000万円しかないことになっているんだ、残額。だから、もう基金なくなるから、だからどうか値上げさせてくださいと、あっ、させてくださいでないね、値上げしなければならないということで値上げしたんです。ところが、結果はこの2,000万円が、結果2億円なんだ。町で示したあれね。今、2億円も金があると。これがいずれどういうふうになるか分からないけども、経過から言えば、ずっと2,000万円なんだ、あとはゼロ、ゼロ、ゼロと、この計画から見るとね、あなたたちの。だから、3年間を見るとき、この金も基金ないからは、だから値上げせざるを得ないんだということで値上げした。その辺のギャップというか、その感覚は、とりあえず今の現時点での認識はどうかお伺いいたします。

議長（岩佐哲也君）当初計画との乖離、2億円という大きな差があるのですが、そのあれについてはどう思うかという質問でございます。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど、1回目の質問でですね、まず元年度の要因、2年度ですね、失礼しました、令和2年度の要因を申し上げましたが、こういうものが生じたということが一番大きいということになりますし、やはりまあ、結果論で申し訳ないのですが、もう少し精査する余地がなかったのかなという、そういう反省もあるなというようなところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。結果論というのは、ちょっと耳障りだね。そうですというか、これはね、本当にね、結構国保の負担って、結構皆さん重い、執行部の皆さんはみんな別の保険だからいいけども、国民年金とかね、結構負担の重い制度になっているんです。少しでも負担を、そして今は新型コロナとか、もろもろの関係で、経済事情の関係で、そういう人たちのとりわけその年金生活、あるいは低所得者といいますか、なかなか苦しい生活事情があるときに、こんなに余しておいていいのか。いいんです、結果とかね。やっぱりこれを有効に使いましょうというような考えはないのか。多分ね、この話が始めると、またあいつだから、俺はね、これは絶対やっぱりそういうことを考えて、2億円も私は必要ない。今後もだよ、今度令和3年度の結果、どうなったつうとね、こういう中身でやっていくから、多分、多分また令和3年度の決算を迎えたときには、1億円までいかななくても、8,000万円とか、6,000万円とかね、6,000万円にしたって半分だと3,000万円。基金に、またここが増える。当初でいろいろあるんだけど、しかしながら大体この額がね、計画ではね、計画では2,000万円維持すればいいということになっているんです。いいということか分からないけれどもね。そして、それであの税率を決定したわけだから、だとするならば2,000万円ということで、という自覚があるならば、考えがあるならば、やっぱりこれは有効に、有効にというか、本当にそういう生活上も考えた場合に、これは有効に使うべきだと。3年間のローリングでまず必要なんだ、あと基本的に国保会計というのは単年度会計なんです。その都度、そのもうければ返すし、赤になればまた上げるしという、やっぱりそういうことでとりわけ国保とか、介護というのはね、そういうことで取り組んでいく必要がある。ただ、確かに、確かにこの事務量が増えるとか、だけれども、それもやっぱりこういう状況を考えたときには少し頑張ってもらって、やっぱり少しでも安らぐ生活を与えるというか、保障するということを求めるわけですが、この件につきましてももう何となく答えが分かってくるので、これ以上の議論にもなりませんということから、そうい

うことを求めて、あとこの件の細かいことにつきましては、特別委員会で改めて確認して、そして次に挑みたいでないな、生かしたいということで、終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で、8番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件については、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第7号までの7件については、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の方は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩とします。再開は17時、17時とします。

なお、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。暫時休憩。

午後4時37分 休 憩

午後5時00分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたので、ご報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に橋元伸一君、副委員長に菊地康彦君が選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第7号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月14日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることにいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第 1 号から認定第 7 号までについては、9 月 1 4 日午後 4 時までに審査を終了するように、期限をつけることに決定しました。

議 長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は 9 月 1 6 日午前 1 0 時開議であります。

午後 5 時 0 2 分 散 会
